

鎌倉市文化財年報

令和4年(2022年)度

鎌倉市教育委員会

令和6年(2024年)3月

目次

1	教育文化財部所管組織	1
(1)	教育文化財部機構図	
(2)	鎌倉市文化財専門委員会	
(3)	鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会	
2	文化財の指定	5
3	文化財の保存・整備	8
(1)	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
(2)	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
(3)	発掘調査の実施状況	
(4)	発掘調査報告書の刊行	
(5)	発掘調査補助金の交付状況	
(6)	共同研究の実施状況	
(7)	指定文化財の保存修理の実施状況	
(8)	鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
(9)	無形文化財の保護・育成	
(10)	文化財の防災対策	
4	文化財の公開活用	24
(1)	鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
(2)	鎌倉市遺跡調査速報展	
(3)	その他の展示	
(4)	出前授業・遺物貸出セット	
(5)	発掘調査現地見学会	
(6)	文化財の貸出・掲載等	
(7)	文化財めぐり	
(8)	郷土芸能大会	
(9)	有償図書一覧	
5	史跡の公有地化・整備維持管理	44
(1)	史跡の公有地化	
(2)	史跡の整備	
(3)	史跡の公開活用	
(4)	市民活動団体との協働による史跡の維持管理	

6 鎌倉国宝館の管理運営 47

- (1) 沿革と特色
- (2) 館のあゆみ
- (3) 施設の概要
- (4) 鎌倉国宝館協議会
- (5) 事業実施状況
- (6) 主な出版物
- (7) 資料関係
- (8) 入館者動向

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営 57

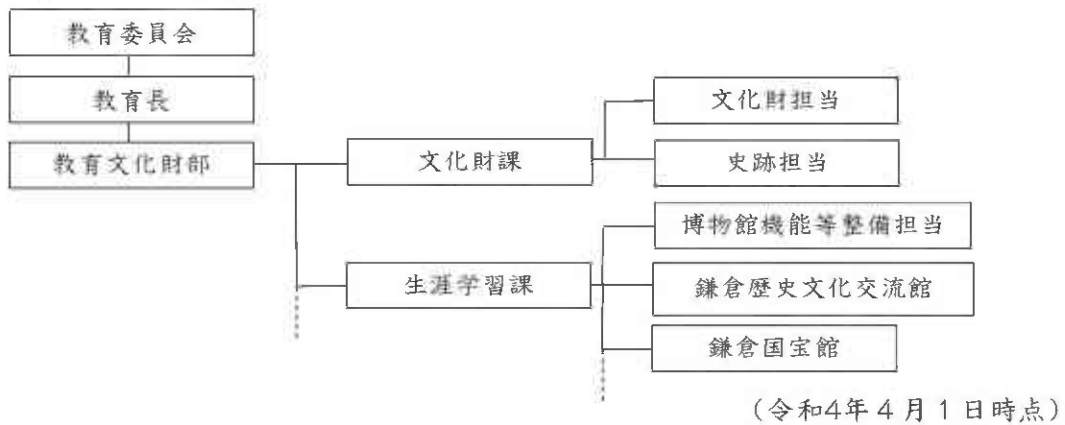
- (1) 沿革と特色
- (2) 施設の概要
- (3) 事業実施状況
- (4) 入館者動向

8 資料編 61

- (1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧
- (2) 鎌倉市文化財保護条例
- (3) 鎌倉国宝館条例
- (4) 鎌倉歴史文化交流館条例
- (5) 国指定史跡永福寺跡条例
- (6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例
- (7) 鎌倉市の史跡・包蔵地概要図

1 教育文化財部所管組織

(1) 教育文化財部機構図



(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存、活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

(50音順)

氏名	分野	役職等
大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民俗学	昭和女子大学教授
奥窪 聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
小林 紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員
佐藤 孝雄	考古学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
皿井 舞	彫刻史	学習院大学教授
鈴木 伸一	植生学	東京農業大学客員教授 公益財団法人 地球環境研究戦略 機関 国際生態学センター
瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館 学芸研究部 列品管理課登録室長 貸与特別観覧室長
高橋 慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授
御堂島 正	考古学	大正大学名誉教授 特遇教授

イ 開催状況

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議で開催した。

(ア) 令和4年8月9日(火)

【協議事項】

- ・会長・副会長の選出について
- ・令和4年度鎌倉市指定文化財指定候補品目の選定等について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・市指定文化財の指定及び解除について
- ・国の登録有形文化財に係る答申について
- ・令和4年度文化財関連予算について

(イ) 令和4年12月6日(火)

【諮問事項】

- ・令和4年度鎌倉市指定文化財の指定について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・国の登録有形文化財に係る答申及び官報告示について

(ウ) 令和5年1月24日(火)

【答申事項】

- ・令和4年度鎌倉市指定文化財の指定について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議する。委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者、社寺に關係を有する者、市社会教育委員、市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者、及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。10人以内をもって組織し、任期は委員会の所

掌事項の処理が終わるまでの期間。

ア 委員名簿

任期 令和3年3月16日～

(区分毎50音順敬称略)

区分	氏名	所属等
学識経験を有する者	高橋 慎一郎	東京大学史料編纂所
公共的団体が推薦する者	出口 律子	鎌倉市観光協会
	奈須 菊夫	鎌倉商工会議所
社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
	角井 司	鶴岡八幡宮
社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	安齋 佳子	小坂小学校
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	河合 克也	深沢中学校
市民	小坂 純	市民委員公募選考
市民	野村 和代	市民委員公募選考

※所属等は令和5年3月24日現在

イ 開催状況

令和2年6月の鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の策定後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、引き続き進める予定であった基本計画等の策定に遅れが生じていたが、令和3年12月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例を制定し、令和4年3月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会を設置し、第1回委員会を開催した。また、この間、職員による県内外の事例に関する文献調査を実施した。

令和4年度は、8月に第2回委員会を開催した。令和5年1月には県内事例（小田原市・平塚市・横須賀市・茅ヶ崎市）の現地調査を実施し、同年3月に開催した第3回委員会において、その結果報告を行った。

(ア) 第2回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

・令和4年8月25日（木）

【協議事項】

・これまでの調査研究成果について

- ・他事例の現地調査の実施について
 - ・鎌倉市にふさわしい博物館基本計画の構成イメージについて
- (イ) 第3回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

・令和5年3月24日(金)

【協議事項】

- ・鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定スケジュールの変更について
- ・令和5年度事業予定について
- ・県内事例現地調査について
 - 調査結果について
 - 県内事例からみる鎌倉市にふさわしいエコミュージアムのイメージについて

2 文化財の指定

令和4年度も、前年度に引き続き、3密（密接・密集・密閉）を避ける等の新型コロナウイルス感染症の防止策を講じながら、調査できる環境にあるものの指定を進めることとし、次のとおり、古文書1件を新たに鎌倉市指定文化財に指定した。

紙本淡彩 常楽寺境内絵図 一幅

所有者：常楽寺

年代：寛政3年（1791年）

法量：縦93.3cm 横63.8cm

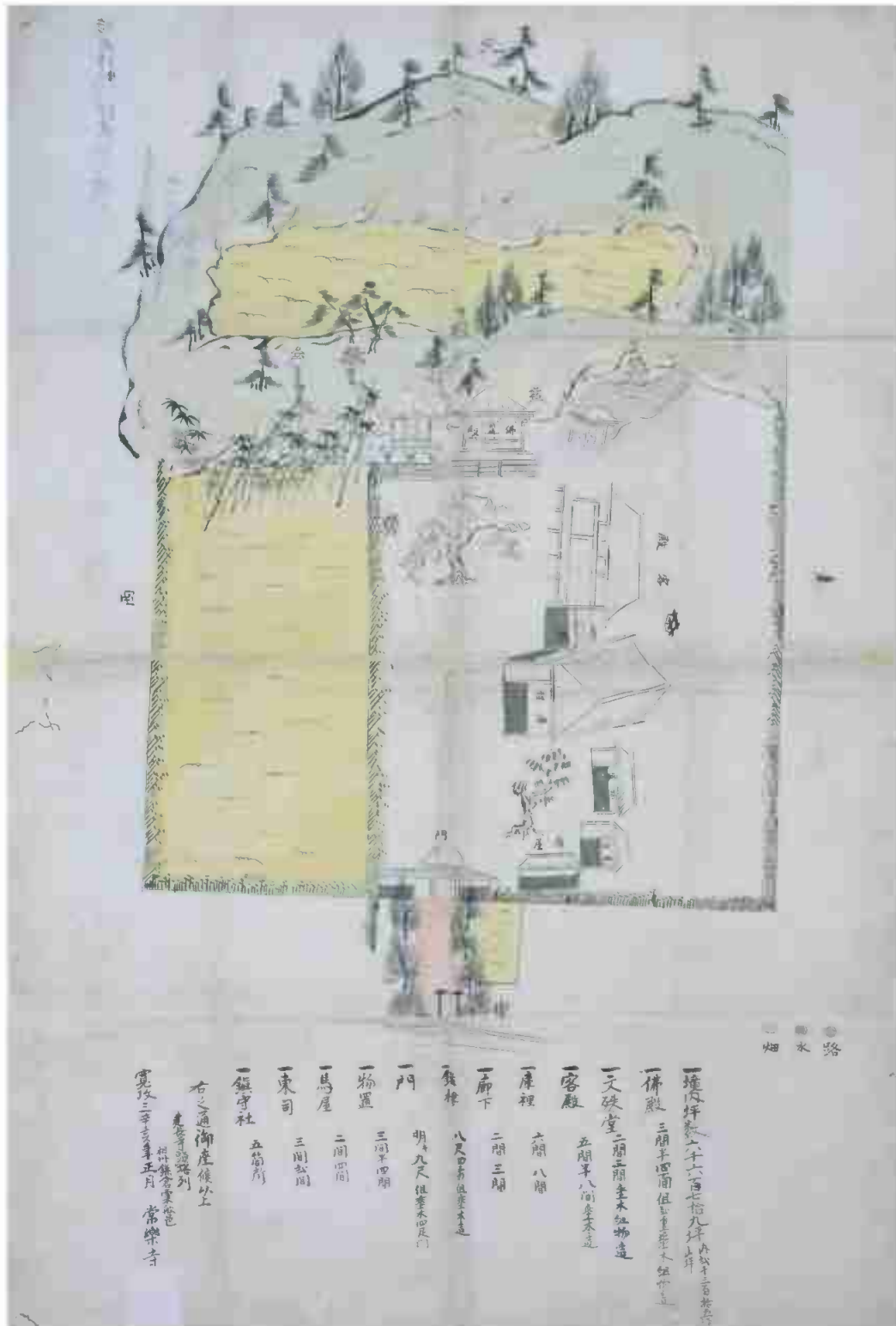
寛政3年（1791年）に作成された常楽寺の境内絵図。4紙を縦2列・横2列に貼り継ぎ、1枚の絵図に仕立てている。現在は縦方向に4折、横方向に4折の形で折り畳まれているが、折り筋の痕跡からみて、かつては縦方向に2折、横方向に2折であったとみられる。全体に亘って道路を赤、水路を水色、畑を黄色の彩色によって示し、絵図の上を北とする。絵図の下部には境内の坪数、境内を構成する建物名や規模等を詳細に列記し、上部の裏面には「境内坪数並諸建物之絵図 建長寺塔頭列 相州鎌倉粟船邑 常楽寺」と記す。

市内には当絵図と同時期に作られた寿福寺境内絵図・寿福寺塔頭絵図（以上寛政2年）・報国寺境内絵図・海蔵寺境内絵図（以上寛政3年）等の寺院絵図群（いずれも市指定有形文化財）がある。これらは、寛政2年（1790年）6月に、江戸幕府が朱印地を持つ寺社に対して、坪数及び造作の建坪などを図にして寺社奉行に提出するよう命じたのを受け（『憲教類典』）、建長寺が末寺分を取りまとめて幕府に提出したものとみられる（『建長寺常住日記』）。各寺に残るのはその控え（写し）であろう。

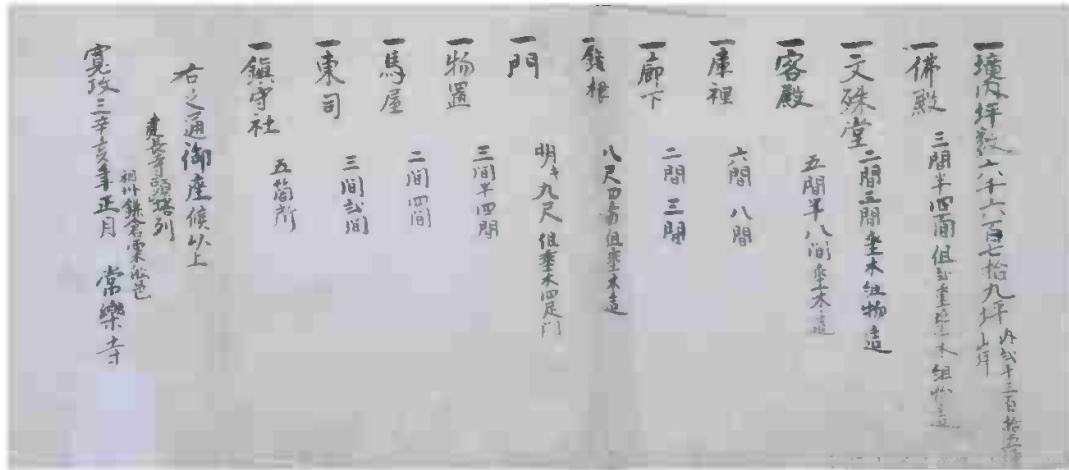
絵図の表現内容としては、南側から水路を渡り冠木門を入れて正面に門、門を入れて右手に馬屋・東司・物置を描く。さらに境内を進み右手に庫裡と客殿、その裏手に井戸があり、門の正面奥に「祈祷」の額を掲げる仏殿と文殊堂を描く。裏手の山中には複数の鎮守社や石造物が配されており、仏殿裏の池の脇には鐘樓が描かれている。この鐘樓は延享元年（1744年）に建立されたもので、宝治2年（1248年）銘を持つ梵鐘（鎌倉国宝館寄託）も描き込まれる。鐘樓は関東大震災で倒壊して現在は残っていない。また仏殿の裏手には五輪塔が描かれ、北条泰時墓と伝わる石塔の位置と一致する。また文殊堂の裏手には泰時女、もしくは大姫の墳墓と伝わる「姫宮」や、木曾義仲息・義高の墓と伝承される「義高墓」も描かれる。その他、竹や松など樹木を写實的に描き分けており、特に境内中央の仏殿と文殊堂の前には、開山のお手植えと伝わる大銀杏が象徴的に描かれている。

常楽寺は臨済宗建長寺派の寺院で、山号は粟船山。開山は退耕行勇、開基は北条泰時と伝わる。『吾妻鏡』嘉禎3年（1237年）12月13日条に、北条泰時が夫人の母「室家母尼」の追福のため「彼山内墳墓」の傍らに一字の寺院を建立したとあり、この寺院が常楽寺とみられている。泰時の死後はその追善の寺院となり、「山内粟船御堂」と呼ばれた。寛元元年（1243年）6月及び建長6年（1254年）には、出家時の戒師道禪を導師として、泰時の年忌供養の仏事が行われている。また本尊の阿弥陀如来像（市指定有形文化財）の台座

には、泰時の亡くなる3日前、仁治3年（1242年）6月12日の日付が書かれており、泰時の極楽往生を願って造られた像であることが確認された。建立当初の宗派は不詳であるが、建長5年（1253年）の蘭溪道隆の入寺以降、本格的な禅院へと移行した。寺伝『常楽寺略記』によれば、北条政子が娘の大姫と木曾義高のために仏堂を建立したのが始まりという。また近世の境内の様相を詳細に伝える絵図は他になく、当時の伽藍配置や寺容を知る上で貴重な史料である。



・ 絵図下部の坪数等の注記



・ 上部の裏面「境内坪数並諸建物之絵図 建長寺塔頭列 相州鎌倉粟舩邑 常楽寺」



3 文化財の保存・整備

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和4年4月6日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 一丁目	宗教法人 鶴岡八幡宮 代表役員 吉田 茂穂	崩落防止 網設置	令和4年5月20日 文化庁長官許可
令和4年4月12日	国指定史跡 瑞泉寺境内、 国指定名勝 瑞泉寺庭園	二階堂	宗教法人 瑞泉寺 代表役員 大下 一真	岩盤温度 センサー 設置	令和4年6月12日 文化庁長官許可
令和4年5月9日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	東日本電信電話株式会社 神奈川事業部長 中西 裕信	電話柱取 替	令和4年5月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年5月23日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	株式会社 リュミエリーナインターナショナル 代表取締役 千葉 三男	市道の改 修等	令和4年7月22日 文化庁長官許可
令和4年6月1日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	宗教法人 浄智寺 代表役員 朝比奈 恵温	堆積土及 び危険植 栽撤去	令和4年7月22日 文化庁長官許可
令和4年6月14日	国指定史跡 若宮大路	雪ノ下 一丁目	株式会社 ファーマブリッジ 代表取締役 土橋 正臣	給水管・ 排水管理 設	令和4年6月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年6月20日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市 市長 松尾 崇	フェンス 設置	令和4年6月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年7月29日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	宗教法人 鶴岡八幡宮 代表役員 吉田 茂穂	仮設事務 所設置	令和4年8月2日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年8月4日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人 建長寺 代表役員代務者 酒井 康充	防災工事	令和4年9月9日 文化庁長官許可
令和4年8月22日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	鎌倉市 市長 松尾 崇	埋設管設 置等	令和4年10月12日 文化庁長官許可
令和4年8月26日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 円覚寺 代表役員 横田 南嶺	建築物除 去等	令和4年10月12日 文化庁長官許可
令和4年9月5日	国指定史跡 瑞泉寺境内、 国指定名勝 瑞泉寺庭園	二階堂	宗教法人 瑞泉寺 代表役員 大下 一真	試験施工	令和4年10月12日 文化庁長官許可
令和4年9月5日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 円覚寺 代表役員 横田 南嶺	樹木伐採	令和4年9月7日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年9月22日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	藤沢土木事務所 所長 峯村 徹哉	ボーリン グ調査	令和4年9月30日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年10月7日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 円覚寺 代表役員 横田 南嶺	専門道場 建替	令和4年11月18日 文化庁長官許可
令和4年10月8日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市 市長 松尾 崇	説明板設 置	令和4年11月14日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年11月15日	国指定史跡 若宮大路	御成町	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	埋設管接 続	令和4年11月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年12月2日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	宗教法人 鶴岡八幡宮 代表役員 吉田 茂穂	吹付プラ ント設 置	令和4年12月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年12月20日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市 市長 松尾 崇	手すり、 階段設置	令和4年12月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和4年12月28日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉市 市長 松尾 崇	ボーリン グ調 査等	令和5年1月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年1月17日	国指定史跡 大仏切通	常盤	鎌倉市 市長 松尾 崇	手すり取 替	令和5年1月24日 鎌倉市教育委員会許可

令和5年1月18日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性 墓	極楽寺 三丁目	鎌倉市教育委員会 教育長 岩岡 寛人	確認調査	令和5年3月17日 文化庁長官許可
令和5年2月17日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝 墓・北条義時墓)	西御門 二丁目	鎌倉市 市長 松尾 崇	市道の簡 易舗装	令和5年2月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年2月20日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	鎌倉市 市長 松尾 崇	標柱設置	令和5年2月22日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年2月20日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	鎌倉市 市長 松尾 崇	標柱設置	令和5年2月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年2月22日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	鎌倉市 市長 松尾 崇	ガス管切 下げ	令和5年2月28日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年3月3日	国指定史跡 明月院境内	山ノ内	鎌倉市教育委員会 教育長 岩岡 寛人	確認調査	令和5年3月17日 文化庁長官許可
令和5年3月7日	国指定史跡 東勝寺跡	小町 三丁目	鎌倉市 市長 松尾 崇	建物除去	令和5年3月8日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年3月17日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性 墓	極楽寺 三丁目	宗教法人 極楽寺 代表役員 田中 密敬	建物除去	令和5年3月30日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年3月17日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性 墓	極楽寺 三丁目	宗教法人 極楽寺 代表役員 田中 密敬	標識設置	令和5年3月22日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年3月27日	国指定史跡 若宮大路	小町 一丁目	東京ガスネットワーク株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 東 貞志	埋設ガス 管設置	令和5年3月30日 鎌倉市教育委員会許可

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。令和4年度は68件の調査を行った。

No.	遺跡名	遺跡番号	調査面積 (㎡)	事業種別	遺跡の有無
1	高德院周辺遺跡	327	6	個人住宅	
2	材木座町屋遺跡	261	6	個人住宅	
3	安国寺跡	174	6	集合住宅	有
4	新善光寺跡	279	6	個人住宅	
5	五合榊遺跡	292	4	個人住宅	
6	長谷小路周辺遺跡	236	6	集合住宅	有
7	大慶寺旧境内遺跡	361	5	その他 (建売住宅)	
8	西ノ台北遺跡	260	6.4	宅地造成	
9	若宮大路周辺遺跡群	242	6	集合住宅	有
10	北条小町邸跡	282	6	個人住宅	有
11	由比ガ浜中世集団墓地遺跡	372	12	その他 (店舗兼用住宅)	有
12	大倉幕府跡	253	4	個人住宅	有
13	由比ガ浜南遺跡	315	4.6	個人住宅	有
14	笹目遺跡	207	6	集合住宅	有
15	若宮大路周辺遺跡群	242	4	その他 (店舗・事務所ビル)	有
16	名越ヶ谷遺跡	231	6	個人住宅	
17	材木座町屋遺跡	261	1.5	個人住宅	
18	若宮大路周辺遺跡群	242	4.5	共同住宅	有
19	法泉寺跡	182	2.34	個人住宅	有
20	今小路西遺跡	201	4	個人住宅	有
21	鎌倉城	87	6	個人住宅	
22	積善遺跡	440	6	個人住宅	
23	下馬周辺遺跡	200	6	その他建物	有

24	若宮大路周辺遺跡群	242	2.5	個人住宅 兼店舗兼 集合住宅	有
25	佐助ヶ谷遺跡	203	6	個人住宅	有
26	材木座町屋遺跡	261	4	個人住宅	
27	大倉幕府周辺遺跡群	49	6	集合住宅	有
28	極楽寺旧境内遺跡	291	6	個人住宅 兼工場ま たは店舗	
29	下馬周辺遺跡	200	6	その他建物	有
30	名越ヶ谷遺跡	231	4	個人住宅	有
31	陣出遺跡・藤塚西やぐら群	351,433	65.047	土地区画 整理	有
32	佐助ヶ谷遺跡	203	7	個人住宅	有
33	東勝寺跡	246	4	個人住宅	
34	玉縄城跡	63	4	店舗	
35	材木座町屋遺跡	261	2	個人住宅	
36	浄泉寺遺跡	395	1	個人住宅	
37	極楽寺旧境内遺跡	291	6	個人住宅	
38	長谷小路周辺遺跡	236	2.4	個人住宅	
39	材木座町屋遺跡	261	2.5	個人住宅	
40	極楽寺旧境内遺跡	291	10	共同住宅	
41	北条小町邸跡	282	6	集合住宅	
42	材木座町屋遺跡	261	6	集合住宅	
43	大倉幕府北遺跡	193	7.8	宅地造成	有
44	小町大路東遺跡	233	2.25	個人住宅	有
45	材木座町屋遺跡	261	6	集合住宅	
46	長谷小路周辺遺跡	236	120	学校建設	有
47	水道山遺跡	20	6	個人住宅	
48	天神山城	384	2.6	個人住宅	
49	浄妙寺旧境内遺跡	408	4	その他 (建売住宅)	
50	米町遺跡	245	6	集合住宅	有
51	横小路周辺遺跡	259	12.5	その他 (学校施設)	
52	由比ガ浜中世集団墓地遺跡	372	5.25	個人住宅	

53	高德院周辺遺跡	327	6	その他 (事務所 併用住宅)	
54	下馬周辺遺跡、由比ガ浜中世集 団墓地遺跡	200,372	6	個人住宅	
55	西瓜ヶ谷遺跡	213	6	その他 (建売住宅)	
56	材木座町屋遺跡	261	4	個人住宅	有
57	坂ノ下遺跡	217	4.8	共同住宅	
58	極楽寺旧境内遺跡	291	0.96	個人住宅	
59	若宮大路周辺遺跡群	242	1.5	その他 (店舗)	
60	名越ヶ谷遺跡	231	6	個人住宅	
61	若宮大路周辺遺跡群	242	4	個人住宅	
62	清涼寺跡	183	3.24	その他 (建売住宅)	有
63	朝比奈砦	310	6	宅地造成	
64	大慶寺旧境内遺跡	361	4	個人住宅	
65	名越ヶ谷遺跡	231	6	個人住宅	
66	永福寺跡	61	4.5	個人住宅	
67	西御門遺跡	325	6	集合住宅	
68	報国寺遺跡	306	6	個人住宅	有

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている（同法 92 条）。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出件数一覧

	92条			93条							94条							93条+94条合計	
	試掘・確認調査	本発掘調査	計	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計		
道路			0							0		1					1	1	
鉄道			0							0							0	0	
空港			0							0							0	0	
河川			0							0							0	0	
港湾			0							0							0	0	
ダム			0							0							0	0	
学校			0							0							0	0	
住宅		8	8		11	12	17			40							0	40	
個人住宅		2	2		12	45	187	2		246							0	246	
工場			0							0							0	0	
店舗		3	3		2	2	4			8							0	8	
住宅兼		1	1			2				2							0	2	
その他建物			0				18			18			1			1	19	19	
宅地造成		2	2		1	3	7			11							0	11	
土地区画整理		1	1							0							0	0	
公園造成			0							0							0	0	
ゴルフ場			0							0							0	0	
観光開発			0							0							0	0	
ガス等		1	1			135	162		5	302			17	5		22	324	324	
農業基盤			0							0							0	0	
農業関係			0							0							0	0	
土砂採取			0							0							0	0	
その他開発			0			16	7			23			21	15		1	37	60	
自然崩壊			0							0							0	0	
遺跡地回作製等			0							0							0	0	
保存目的			0							0							0	0	
学術			0							0							0	0	
遺跡整備			0							0							0	0	
計	0	18	18	0	26	215	402	2	5	650	0	1	38	21	0	1	61	711	

(3) 発掘調査の実施状況

ア 鎌倉市教育委員会が実施した緊急発掘調査

鎌倉市教育委員会では国庫補助金及び県補助金の交付を受けて、個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築工事に伴う緊急発掘調査を事業主の依頼を受けて実施している。令和4年度に行った発掘調査は5件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積 (㎡)
1	大慶寺旧境内遺跡 (No.361)	寺分 一丁目 810番1	城館跡	〔中世〕 竪穴状遺構1 溝状遺構1 ピット4	〔古墳〕 土器 〔中世〕 土器 陶器 石製品 金属製品 (整理箱1箱)	個人住宅	(前年度から継続) R4.4.1 ～ R4.4.22	39.75
2	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	雪ノ下 一丁目 209番4	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 道路6 板壁建物か 1 ピット7	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 木製品 貝殻 (整理箱167箱)	個人住宅	R4.6.29 ～ R5.1.20	44.5
3	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	雪ノ下 一丁目 218番3の一部	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 土坑92 溝状遺構4 石列5 柱穴207 板組3	〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 石製品 鉄製品 銅製品 銭貨 骨角製品 木製品 (整理箱134箱)	個人住宅	R4.7.11 ～ R4.11.28	109.94
4	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町 四丁目 1884番14、15	城館跡	〔中世〕 土坑119 方形土坑 21 溝状遺構 11 井戸状遺構 1 柱穴211	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 銅製品 鉄製品 〔奈良・平安〕 土器 (整理箱22箱)	個人住宅	R5.2.16 ～ R5.3.31 (次年度へ継続)	95.54
5	小町大路東遺跡 (No.233)	大町 一丁目 1171番1の一部	城館跡	〔中世〕 切り石敷き 2 土坑5 溝2 井戸1 ピット14	〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 石製品 銅製品 (整理箱78箱)	個人住宅	R5.3.8 ～ R5.3.31 (次年度へ継続)	79.27

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が実施した緊急発掘調査

個人専用住宅や店舗兼個人住宅等以外の開発事業に伴う緊急発掘調査は、原因者負担により民間の発掘調査組織が実施している。令和4年度に行われた発掘調査は21件である。

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積 (㎡)
1	福田院跡 (No.220)	極楽寺一丁目69番1外2筆の各一部70番外8筆	社寺跡	〔中世〕 かわらけ溜まり10 道路3 墓5 竪穴状遺構3 溝10 土坑14 柱穴列1 井戸3 鍛冶炉3 性格不明20 小穴36 〔近世〕 溝2 畑1 井戸1 性格不明1	〔中世〕 かわらけ 磁器 陶器 瓦 石製品 木製品 金属製品 銭貨 人骨 (整理箱33箱)	宅地造成	武相文化財研究所	(前年度から継続) R4.4.1 ～ R4.4.18	720
2	北条時房・顕時邸跡 (No.278)	雪ノ下一丁目261番2, 7.8.9	城館跡	〔中世〕 池1 溝6 掘立柱建物1 板壁建物4 板壁2 土坑6 柱穴175 〔近世〕 溝1 柱穴36	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 金属製品 木製品 漆器 果核 骨貝 (整理箱50箱)	集合住宅 個人住宅兼工場又は店舗	株式会社博通	(前年度から継続) R4.4.1 ～ R4.4.13	133
3	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	雪ノ下三丁目660番3外9筆660番3先	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 泥岩地業面 柱穴 溝 石列 大型土坑	〔中世〕 かわらけ 磁器 陶器 瓦 石製品 木製品 漆器 金属製品 銭貨 獣骨 (整理箱70箱)	ガス 水道 電気等	株式会社藤建設	(前年度から継続) R4.4.1 ～ R5.3.31 (次年度～継続)	744
4	今小路西遺跡 (No.201)	由比ガ浜一丁目217番4.5	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 溝6 溝状遺構3 方形竪穴建物12 井戸1 土坑37 柱穴67	〔古墳～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 土製品 金属製品 石製品 獣骨 貝殻 (整理箱64箱)	集合住宅	株式会社博通	R4.5.9 ～ R4.7.13	324
5	材木座町屋遺跡 (No.261)	材木座五丁目946番1	都市遺跡	〔中世〕 かわらけ密集1 道路1 墓1 竪穴状遺構3 建物2 溝2 土坑22 井戸2 鍛冶炉5 性格不明43 小穴86	〔中世〕 陶器 磁器 土器 石製品 木製品 金属製品 骨製品 人骨 銭貨 (整理箱40箱)	集合住宅	武相文化財研究所	(前年度から継続) R4.4.1 ～ R4.9.16	510

6	今小路西遺跡 (No.201)	御成町 176番6	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 道路遺構1 溝2 溝状遺構1 土坑8 かわらけ溜り 1 柱穴46 礎石2	〔中世〕 土器 陶器 磁器 製品 石製品 木製品 金属製品 骨製品 貝製品 獣骨製品 (整理箱7箱)	店舗	株式会社 博通	R4.5.9 ～ R4.7.1	77.7
7	光明寺旧境内遺跡 (No.316)	材木座 六丁目 867番1 854番12	社寺跡	〔中世〕 堀1 溝1 土坑1 竪穴建物2 ビット16 石敷2	〔中世〕 陶器 土器 土人骨 獣骨 貝殻 製品 石製品 (整理箱5箱)	個人住宅	一般社団法人 鎌倉・中世文化研究センター	R4.5.16 ～ R4.7.21	78.74
8	大倉幕府跡 (No.253)	雪ノ下 三丁目 634番6	官衙跡	〔中世〕 柱穴列6 井戸1 溝1 土坑16 〔弥生〕 溝1 土坑1 ビット3	〔弥生〕 土器 〔古墳〕 土器 〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 金属製品 (整理箱22箱)	集合住宅	株式会社 藤建設	R4.7.1 ～ R4.11.11	66.88
9	若宮大路周辺遺跡群(No.242)	小町 一丁目 117番5 117番12	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 溝3 板壁建物1 方形竪穴建物 1 井戸5 土坑13 柱穴136 掘え堦1	〔中世〕 土器 磁器 陶器 木製品 金属製品 貝殻製品 (整理箱20箱)	店舗	株式会社 博通	R4.7.25 ～ R4.10.12	217.6
10	若宮大路周辺遺跡群(No.242)	雪ノ下 一丁目 120番7	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 流路遺構1 溝1 板壁建物6 土坑11 柱穴106	〔中世〕 土器 陶器 磁器 木製品 金属製品 石製品 骨製品 貝殻製品 (整理箱45箱)	集合住宅	株式会社 博通	R4.9.13 ～ R4.11.8	115.5
11	若宮大路周辺遺跡群(No.242)	雪ノ下 一丁目 120番1	都市遺跡 城館跡	〔中世〕 溝2 掘立柱建物3 竪穴建物1 板壁建物3 柱穴列2 井戸1 土坑7 柱穴158 掘え堦1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 木製品 金属製品 石製品 骨製品 獣骨製品 貝殻製品 果核製品 (整理箱52箱)	集合住宅	株式会社 博通	R4.11.9 ～ R4.12.20	108
12	安国寺跡 (No.174)	山ノ内 字東管領 屋敷 147番13	社寺跡	〔中世〕 竪穴状遺構3 井戸1 土塁1 基壇1 石列1 溝3 土坑32	〔中世〕 磁器 陶器 石器 かわらけ 瓦製品 石製品 木製品 鉄製品 漆器 骨製品 貝製品 銭貨	集合住宅	有限会社 吾妻考古研究所	R4.9.5 ～ R4.11.7	108.9

					(整理箱 22 箱)				
13	玉縄城跡 (No.63)	城廻 390 番 1	城館跡	〔中世〕 土坑 1 小穴 4 〔近世〕 溝 2 土坑 1	〔中世〕 かわらけ 陶器製品 木製品 石製品 〔近世〕 磁器 (整理箱 1 箱)	宅地造 成	武相 文化 財研 究所	R4.9.26 ～ R4.10.15	150
14	小町大路東遺跡 (No.233)	大町 一丁目 1174 番 1175 番 1	都市遺 跡	〔奈良〕 住居跡 1 〔中世〕 道路 1 側溝 2 竪穴建物 1 柱穴列 5 ピット 111 土坑 9 溝 8 溝状土坑 6 かわらけ集中 出土 4	〔中世〕 陶器 磁器 獣骨 貝類 鉄製品 〔奈良～中世〕 土器 (整理箱 9 箱)	個人住 宅兼工 場 又は店 舗	一般 社団 人鎌 倉・ 中世 文化 研究 セー ター	R4.10.20 ～ R5.1.22	87.66
15	若宮大路周辺遺 跡群 (No.242)	大町 一丁目 1072 番 3	都市遺 跡 城館跡	〔奈良・平 安〕 住居跡 10 土坑 18 溝 3 ピット 13 〔中世〕 方形竪穴 12 土坑 65 井戸 1 溝 4 ピット 20	〔古墳～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 土製品 石製品 鉄製品 銅製品 銭貨 骨角器 (整理箱 36 箱)	集合住 宅	株式 会社 アーク・ フィル ドワー グシス テム	R4.10.17 ～ R5.3.6	172.2
16	若宮大路周辺遺 跡群 (No.242)	小町 一丁目 81 番 7	都市遺 跡 城館跡	〔中世〕 竪穴建物 1 硬化面 1 方形土坑 1 井戸 1 柱穴列 2 土坑 5 溝 2 河川跡 1	〔弥生〕 石製品 〔中世〕 土器 陶器 磁器 金属製品 〔近世以降〕 磁器 銭貨 (整理箱 30 箱)	店舗	株式 会社 珠流 河文化 調研 究所	R4.11.14 ～ R4.12.26	126.3
17	若宮大路周辺遺 跡群 (No.242)	御成町 763 番 4 の一部	都市遺 跡 城館跡	〔中世〕 落込み状遺構 1 方形竪穴建物 3 竪穴状遺構 1 土坑 23 〔古墳〕 住居跡 1 竪穴状遺構 1 土坑 1	〔弥生〕 土器 〔古墳〕 土器 〔中世〕 土器 磁器 金属製品 (整理箱 22 箱)	集合住 宅	株式 会社 藤建 設	R4.12.5 ～ R5.3.8	269.7
18	若宮大路周辺遺 跡群 (No.242)	小町 二丁目 44 番 40	都市遺 跡 城館跡	〔中世〕 板壁建物 1 土留め 3 井戸 1 土坑 13 柱穴 46	〔中世〕 土器 磁器 陶器 土製品 石製品 金属製品 骨角 貝殻 獣骨 (整理箱 16 箱)	集合住 宅	株式 会社 博通	R4.12.1 ～ R5.1.24	64.4

19	藤塚西やぐら群 (No.433)	寺分 字藤塚 460番の 一部	やぐら	やぐら2	なし (整理箱0箱)	土地 区画 整理	株式 会社 イソ ク神 奈川 営業 所	R4.12.5 ～ R4.12.21	32
20	大倉幕府北遺跡 (No.193)	西御門 二丁目 815番1 の 一部	城館跡	〔中世〕 溝 掘立柱建物 石列 石垣 石敷 瓦敷 井戸 土坑 柱穴 かわらけ溜り	〔中世〕 土器 磁器 陶器 土製品 石製品 木製品 金属製品 骨角製品 貝殻 獣骨 果核 (整理箱43箱)	宅地 造成	株式 会社 博通	R5.2.1 ～ R5.3.31 (次年度 ～継続)	575.4
21	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町 三丁目 2352番1	城館跡	〔平安〕 噴砂痕跡3 〔中世〕 溝2 土坑1 ピット58 井戸1 かわらけ集中 出土1 〔近世〕 ピット10 土坑1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 木製品 金属製品 貝類 獣骨 (整理箱4箱)	個人住 宅	一般 社団 法人 鎌倉・ 中世 文化 研究 セン ター	R5.3.1 ～ R5.3.31 (次年度 ～継続)	36.12

(4) 発掘調査報告書の刊行

ア 鎌倉市教育委員会が刊行した発掘調査報告書

令和4年度は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書39(第1分冊・第2分冊)』を令和5年3月24日に刊行した。

第1分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
1	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	二階堂12番6	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市遺跡、 城館跡	64.90	R元.10.15 ～R2.2.27

第2分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
2	横小路周辺遺跡 (No.259)	二階堂字荏柄81番22	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡	56.99	R3.5.24 ～R3.9.7
3	甘縄神社遺跡群 (No.177)	長谷一丁目236番1	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡、 社寺跡	56.39	R3.6.28 ～R3.10.5
4	大慶寺旧境内遺跡 (No.361)	寺分一丁目810番1	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	39.75	R4.2.22 ～R4.4.22
5	北条小町邸跡 (泰時・時頼邸跡) (No.282)	雪ノ下一丁目403番14	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	屋敷跡	41.80	H25.10.10 ～H25.12.27
6	佐助ヶ谷遺跡 (No.203)	佐助一丁目601番6	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡、 社寺跡	113.00	R2.9.1 ～R2.12.25

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した発掘調査報告書
令和4年度は17件の発掘調査報告書が刊行された。

No.	遺跡名 (No)	所在地	調査原因	面積 (㎡)	調査期間		調査組織	刊行 年月
					開始	終了		
1	若宮大路周辺遺跡群	242 雪ノ下一丁目148番1	集合住宅	552	H30.9.18	～ H31.2.22	株式会社 博通	R4.5
2	若宮大路周辺遺跡群	242 御成町799番18	個人住宅	23.5	R1.10.7	～ R1.10.29	株式会社 博通	R4.8
3	下馬周辺遺跡	200 材木座一丁目999番ロの一部	個人住宅	10.38	R1.10.28	～ R1.11.15	株式会社 博通	R4.12
4	今小路西遺跡	201 由比ガ浜一丁目207番11	個人住宅	35	R1.6.17	～ R1.7.12	株式会社 博通	R4.12
5	坂ノ下遺跡	217 坂ノ下126番1の一部	集合住宅	100	R1.7.8	～ R1.8.10	株式会社 博通	R5.1
6	手宮寺跡	187 扇ガ谷二丁目255番	宅地造成	35	R1.5.7	～ R1.5.24	株式会社 博通	R5.1
7	西御門遺跡	325 西御門一丁目28番1	個人住宅	65	H31.4.1	～ R1.5.15	株式会社 博通	R5.2
8	米町遺跡	245 大町二丁目2317番12	個人住宅	30	R1.5.16	～ R1.5.15	株式会社 博通	R5.2
9	鶴巻遺跡	440 十二所字明石835番2、4、836番3、835番1、5の各一部	個人住宅	119	R1.6.17	～ R1.7.26	株式会社 博通	R5.1
10	由比ガ浜中世集団 墓地遺跡	372 由比ガ浜二丁目1215番1	個人住宅	60	H31.4.15	～ H31.4.20	株式会社 博通	R5.3
11	今小路西遺跡	201 扇ガ谷一丁目150番1の一部	集合住宅	301	H31.2.4	～ H31.4.12	株式会社 博通	R5.3
12	武所跡	247 雪ノ下三丁目973番15	個人住宅	34	R1.11.25	～ R1.12.20	株式会社 博通	R5.3
13	今小路西遺跡	201 由比ガ浜一丁目148番14	個人住宅	56.4	R2.1.14	～ R2.2.10	株式会社 博通	R5.3
14	米町遺跡	245 大町二丁目2300番1の一部	個人住宅	40	R1.6.4	～ R1.6.29	株式会社 博通	R5.3
15	政所跡	247 雪ノ下三丁目976番、977番の各一部	個人住宅	50	R1.11.11	～ R1.12.20	株式会社 博通	R5.3
16	田楽辻子周辺遺跡	33 淨明寺一丁目586番1の一部外5家	宅地造成	60	R1.9.2	～ R1.9.27	株式会社 博通	R5.3
17	北条小町御跡 (泰時・時頼邸跡)	282 雪ノ下一丁目387番1の一部	賃貸住宅	95	H31.4.1	～ R1.5.31	株式会社 博通	R5.3

(5) 発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第93条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、補助金を交付している。補助額は発掘調査に要した費用に2/3を乗じた額とし、上限額は120万円としている。令和4年度の補助金認定件数は1件で、補助金交付件数は1件、計1,200,000円を交付した。

(6) 共同研究の実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立することを目的として実施した。

令和4年度は学校法人龍谷大学と実施した。

研究課題「鎌倉市内出土文化財の保存修復科学的な調査研究」

実施内容・保存処理済み遺物の経年劣化に関する分析

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況 【補助対象事業：16件】

〔有形文化財〕

ア 国指定重要文化財 光明寺本堂（令和元～10年度）

半解体修理

イ 国指定重要文化財 円覚寺絹本着色五百羅漢像（令和3～4年度）

第4期。33幅を2年で4幅のペースで修理 管理団体である鎌倉市が実施

ウ 国指定重要文化財 建長寺仏殿（令和3～4年度）

仏殿の耐震診断事業

エ 国指定重要文化財 伝宗庵木造地藏菩薩坐像（令和4年度）

経年の埃の付着、剥落等の劣化の修理

オ 国指定重要文化財 建長寺伽藍神像（令和3～5年度）

経年の埃の付着、剥落、鏽の腐食・膨張による表面層の浮き上がり等の劣化の修理

カ 国指定重要文化財 東慶寺初音蒔絵火取母（令和3～4年度）

経年によるカビや汚れ虫損、過去の修理箇所からの新たな亀裂等に対する修理

キ 国指定重要文化財 円覚寺文書（令和3～4年度）

官宣旨、北条貞時十三年忌供養記の折れ、割れの補修及び屋郎箱の新調など

ク 国登録有形文化財 材木座公会堂（令和3～4年度）

耐震性の補強などを実施

ケ 県指定重要文化財 教恩寺木造阿弥陀如来及び両脇侍立像（令和4年度）

経年の埃の付着、剥落等の劣化の修理

コ 市指定有形文化財 木造妙本寺祖師堂（令和4年度）（緊急修理）

屋根の一部破損、雨漏り等の緊急修理

〔史跡〕

ア 国指定史跡 円覚寺境内（令和3～4年度）

災害復旧事業（開山塔周辺）

イ 国指定名勝 瑞泉寺庭園（令和3～9年度）

環境整備事業

ウ 国指定史跡 瑞泉寺境内（令和4～9年度）

環境整備事業

エ 国指定史跡 鶴岡八幡宮境内（令和4～5年度）

防災施設整備事業

オ 国指定史跡 浄智寺境内（令和4～6年度）

環境整備事業

カ 国指定史跡 北条氏常盤亭跡（令和4～7年度）

防災施設整備事業

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。令和4年度は、74の対象者に計2,450,000円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ134,000円を交付した。

(10) 文化財の防災対策

文化財を災害から守り、適正な管理を実施し、後世に伝えることを目的とする団体である鎌倉文化財防災連絡協議会に対し、防災施設の保守点検にかかる経費などについて補助金を交付している。令和4年度は、補助対象事業費7,329,465円の1/2以内である3,664,733円を交付した。

鎌倉文化財防災連絡協議会 加盟団体 (代表者敬称略)

No.	会 員 名	代 表 者	役員
1	鶴岡八幡宮	吉田茂穂	会長
2	覚園寺	仲田順昌	
3	浄光明寺	大三輪龍哉	
4	龍寶寺	梅田良光	
5	光触寺	小熊大治	
6	建長寺	吉田正道	会計
7	円覚寺	横田南嶺	
8	極楽寺	田中密敬	監事
9	(一財)一条恵観山荘	仲村禎夫	
10	青蓮寺	服部全弘	
11	円應寺	今井耕龍	監事
12	白山神社	小泉茂	
13	来迎寺	林学	
14	英勝寺	柳田法導	
15	常楽寺	雪文良	
16	東慶寺	井上陽司	
17	光則寺	横山仁雄	
18	長勝寺	久村真道	
19	光明寺	柴田哲彦	
20	壽福寺	内田光一	
21	円光寺	五島弘章	
22	御霊神社	菊地晋介	
23	報国寺	菅原義功	副会長
24	杉本寺	静川慈昭	
25	妙法寺	藤田是光	
26	荏柄天神社	吉田茂穂	

27	熊野神社	若林秀明	
28	大船観音寺	渡辺啓司	
29	明王院	仲田晶弘	
30	妙本寺	鈴木良敬	

4 文化財の公開活用

(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

ア 事業の目的

特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内で実施された発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義や出土遺物の紹介などにより、郷土への理解と文化財保護の考えを深めるために実施する。

イ 事業の沿革

平成3年度に第1回を開催してから、令和4年度で第30回の開催となる。特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所（平成20年度までは鎌倉考古学研究所）との共催。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業実施を見合わせた。令和4年8月20日、21日の2日間で、鎌倉生涯学習センターホールで開催し、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」にちなみ、源頼朝や北条義時に関係する遺跡の調査研究成果も発表した。延べ参加者527人。

(2) 鎌倉市遺跡調査速報展

市内の発掘調査で見つかった遺跡の歴史的な意義の周知、出土遺物の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。上記、鎌倉市遺跡調査・研究発表会の開催日にあわせて実施し、当日報告する調査地点の成果を中心に展示を行っている。令和4年度は、8月17日から8月21日に鎌倉生涯学習センターギャラリーにて実施し、令和3年度の調査成果を中心に源頼朝や北条義時所縁の遺跡についても列陳した。来場者数1,352人。

(3) その他の展示

前年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、鎌倉駅地下道ギャラリー50において写真パネル展示を行った。また、市役所本庁舎1階市民課前及び鎌倉水道営業所2階文化財課前に展示コーナーを設け、一年を通して出土品の公開を行った。

令和4年度事業実績

ア 鎌倉駅地下道ギャラリー50

令和4年9月6日から9月21日に実施した。

イ 市役所本庁舎1階展示コーナー

市内の発掘調査で出土した中世の土器や陶磁器等を展示し、数回の展示替えを実施した。

ウ 鎌倉水道営業所 2階展示コーナー

市内の発掘調査で出土した中世の土器や陶磁器類を展示した。

(4) 出前授業・遺物貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえることを目的とする。文化財課職員が小学校へ訪問し、鎌倉市内遺跡から出土した出土品を見て・触れて・感じてもらえるよう、ハンズオン形式で出前授業を行っている。また遺物貸出セットの貸出も行っている。

イ 令和4年度事業実績

日時・期間	学校名	学年	内容
令和4年5月10日	清泉小学校	3年	出土品貸出セットを用いた出前授業、及び清泉小学校所蔵出土品の解説
令和4年6月13日 ～ 6月24日	稲村ガ崎小学校	6年	出土品貸出セットの貸し出し

(5) 発掘調査現地見学会及び学校見学

ア 発掘調査現地見学会

日時	遺跡名	来場者数
令和4年7月23日	大倉幕府周辺遺跡群	305人
令和5年2月18日	大倉幕府周辺遺跡群	530人

イ 学校見学

日時・期間	学校名	遺跡名	人数
令和4年11月2日	腰越中学校	大倉幕府周辺遺跡群	90人

(6) 文化財の貸出・掲載等

ア 通年貸出

No.	申請者（機関）	目的	貸出物件
1	有限会社 ビックサークル	展示公開	北条時房・顕時邸跡（雪ノ下一丁目 265 番 2）出土遺物 20 点
2	三井不動産レジデンシャルサービス 横浜支店	展示公開	松谷寺跡（佐助一丁目 516 番 1） 出土遺物 5 点
3	医療法人 徳洲会 清川病院	展示公開	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡） （雪ノ下一丁目 367 番 1）出土遺物 39 点
4	株式会社 山安	展示公開	巨福呂坂周辺遺跡（雪ノ下二丁目 144 番 1）出土遺物 19 点
5	有限会社ミネモト・サプライ	展示公開	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡） （鎌倉市雪ノ下一丁目 378 番 1、 5）出土遺物 12 点
6	株式会社豊島屋	展示公開	若宮大路周辺遺跡群（小町二丁目 283-6 他）出土遺物 21 点
7	中杉クリーニングサービス	展示公開	若宮大路周辺遺跡群（小町二丁目 5-8）出土遺物 4 点
8	学校法人聖マリアンナ医科大学	調査研究	市内出土人骨 コンテナ 1113 箱
9	大学共同利用機関法人人間文化研究 機構 国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など
10	埼玉県立歴史と民俗の博物館	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか
11	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	調査研究	由比ガ浜南遺跡出土の人骨及び 獣骨 コンテナ 1,149 箱
12	美里町教育委員会 美里町遺跡の森館	常設展示	史跡永福寺跡出土瓦
13	宗教法人龍寶寺	常設展示	山居遺跡出土土器
14	帝京大学文化財研究所	調査研究	由比ガ浜中世集団墓地遺跡（由比 ガ浜二丁目 1014 番 15 地点）出土 動物遺体
15	新潟医療福祉大学	調査研究	鎌倉市内出土人骨 20 箱

イ 一時貸出

No.	申請者	目的	貸出物件	承諾日
1	NHK 大阪放送局コンテンツセンター	NHK「歴史探偵」北条政子編の放送	史跡永福寺跡経塚トレンチ(南から)写真、経塚トレンチ(北から)写真、発見直後の経塚写真	令和4年 5月11日
2	株式会社ディラナダチ	『歴史人』(株式会社ABCアーク発行)7月号の挿絵に使用	『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書』11第1分冊130頁図版4-3	令和4年 5月13日
3	神奈川県立歴史博物館	特別展「永福寺と鎌倉御家人」での展示	史跡永福寺跡出土遺物、写真 全133点	令和4年 5月26日
4	横須賀美術館	企画展「運慶 鎌倉幕府と三浦一族」展出展	史跡永福寺跡出土資料 29点	令和4年 6月17日
5	つくば市教育委員会	文化財巡回企画展「鎌倉殿の御家人「八田知家」とつくば」の展示パネルとして使用	史跡永福寺跡出土瓦 (永福寺瓦屋根の復元)写真	令和4年 8月9日
6	神奈川県立金沢文庫	企画展「運慶 鎌倉幕府と三浦一族」展出展	史跡永福寺跡出土鬼瓦、唐草文字瓦、巴文鍔瓦	令和4年 9月9日
7	株式会社山川出版社	永井晋著『日本将棋の成立(仮)』への掲載	北条時房・顕時郎跡出土双六盤の写真及び実測図	令和5年 3月27日

ウ 資料調査

No.	申請者(機関)	目的	資料物件	承諾日
1	埼玉県立嵐山史跡の博物館	企画展「武蔵武士と源氏」開催のための資料調査・撮影	大倉幕府周辺遺跡群出土将棋駒他10点	令和4年 5月26日
2	個人	調査研究に伴う三次元計測	長谷小路周辺遺跡出土人骨、材木座町屋遺跡出土人骨	令和4年 7月5日
3	個人	論文執筆の為	建長寺玉雲庵出土天目茶碗他6点	令和4年 7月25日

4	個人	日本の螺鈿史構築に向けた鎌倉時代螺鈿実態把握の調査研究	史跡永福寺跡出土燭台、北条時房・顕時邸跡出土螺鈿鞍、若宮大路周辺遺跡群（小町一丁目 198 番 6）出土夜光貝、今小路西遺跡（御成町 171 番 1 外）出土夜光貝	令和 4 年 9 月 1 日
5	個人	『日本将棋の成立（仮）』執筆のための調査	将棋駒（北条時房・顕時邸跡 / 雪ノ下一丁目 264 番 4）、若宮大路周辺遺跡（雪ノ下）桂馬 1 枚、将棋駒 1 点（武蔵大路周辺遺跡）、将棋駒（佐助ヶ谷遺跡 / 佐助一丁目 566 番 1）、将棋駒 2 点（今小路西遺跡 / 御成町 171 番 1 外）金将・駒木	令和 4 年 10 月 5 日
6	個人	調査研究	鎌倉市内出土高麗青磁	令和 5 年 1 月 30 日
7	個人	研究（論文執筆）	長谷小路周辺遺跡出土人骨 9 点	令和 5 年 2 月 2 日
8	個人	日本在来馬の頭骨形態の形態計測学的研究	由比ガ浜南遺跡 1110 遺構出土の馬骨	令和 5 年 2 月 13 日
9	個人	論文執筆	若宮大路周辺遺跡群（雪ノ下一丁目 218 番 3 の一部）出土の白磁	令和 5 年 2 月 22 日
10	個人	研究（論文執筆）	長谷小路周辺遺跡出土人骨 9 点	令和 5 年 2 月 24 日

エ 掲載・放映

No.	申請者（機関）	内容	資料物件	承諾日
1	株式会社山川出版社	『もういちど読みとおす山川新しい日本史 1』（仮）への掲載	光明寺出土宋銭（画像）	令和 4 年 4 月 22 日
2	NHK 大阪放送局コンテンツセンター	NHK「歴史探偵」北条政子編の放送	今小路西遺跡出土青磁碗の映像	令和 4 年 5 月 11 日

3	株式会社ディラナダチ	『歴史人』7月号の挿絵に使用	『鎌倉の埋蔵文化財』12 墨書木札の赤外線写真	令和4年 5月27日
4	有限会社アイウォズ・ア・バレリーナ	NHK「木村多江の、いまさらですが～オトナのための地理・歴史～」番組使用	由比ガ浜中世集団墓地遺跡出土銅製観音菩薩立像の画像	令和4年 7月22日
5	株式会社エディキューブ	『鎌倉幕府を訪ねる 北条義時と鎌倉武士の真実』（仮）に掲載	『鎌倉の埋蔵文化財』12 墨書木札の写真他3点	令和4年 8月1日
6	帝京大学文化財研究所	日本文化財科学会第39回大会における発表	由比ガ浜中世集団墓地遺跡 由比ガ浜二丁目1014番15地点 ・集骨21、28確認状況 ・獣骨6, 9, 13, 14, 17, 23 ほか出土馬骨写真	令和4年 9月8日
7	帝京大学文化財研究所	『家畜の考古学』雄山閣出版への画像掲載	由比ガ浜中世集団墓地遺跡 由比ガ浜二丁目1014番15地点出土 ウマ下顎骨写真	令和4年 9月8日
8	株式会社エディキューブ	『かたな旅手帖 国宝の刀が観たい!』に掲載	『鎌倉の埋蔵文化財』12 掲載今小路西遺跡出土生活用品写真	令和4年 9月21日
9	NPO 法人鎌倉ガイド協会	ガイド協会史跡めぐりで使用する資料に掲載	「鎌倉の埋蔵文化財12」今小路西遺跡出土墨書木札写真と赤外線写真	令和4年 12月8日

イ 写真等貸出・撮影

(ア) 展示等

No	貸出先	目的	貸出写真等	展示期間等
1	埼玉県嵐山史跡の博物館	企画展「武蔵武士と源氏－鎌倉殿誕生の時代－」 展示・図録	史跡永福寺跡	令和4年 10月1日から
2	中央市豊富郷土資料館	企画展「鎌倉御家人たちの浄土庭園」 展示・図録	史跡永福寺跡	令和4年 10月1日から

(イ) 書籍等掲載

No	貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾日
1	株式会社ブレンシップ	WEBサイト「大人のモビリティ倶楽部」	史跡法華堂跡	令和4年 4月7日
2	個人	楽天グループ株式会社 Webメディア「マイトリップ」	史跡法華堂跡	令和4年 4月11日
3	株式会社ムーブ	『「鎌倉殿の13人」THE BOOK part2』（仮）	史跡法華堂跡	令和4年 4月19日
4	株式会社新潮社	『芸術新潮』 令和4年7月号	史跡法華堂跡	令和4年 4月20日
5	株式会社ムーブ	『「鎌倉殿の13人」THE BOOK part2』（仮）	史跡永福寺跡	令和4年 4月22日
6	公益財団法人ニッポンドットコム	ニュースサイト連載企画 記事「鎌倉殿の史跡を巡る」	史跡永福寺跡	令和4年 4月22日
7	株式会社テレビ朝日	テレビ朝日「クイズプレゼンバラエティーQさま!!!」	史跡法華堂跡	令和4年 5月6日
8	公益財団法人ニッポンドットコム	ニュースサイト連載企画 記事「鎌倉殿の史跡を巡る」	史跡大町釈迦堂口遺跡	令和4年 5月10日
9	日本テレビ放送網株式会社	日本テレビ「ズームインサタデー」	史跡法華堂跡	令和4年 6月20日
10	NPO 法人鎌倉ガイド協会	団体ホームページ講演会 案内	史跡法華堂跡	令和4年 7月12日
11	株式会社東阪企画	BS日テレ「ぶらぶら美術・博物館」	史跡永福寺跡	令和4年 7月28日
12	株式会社エディキューブ	ムック本『鎌倉幕府を訪ねる 北条義時と鎌倉武士の真実』	史跡永福寺跡 (再掲載)	令和4年 7月29日
13	神戸新聞社東京支社編集部	広報誌『ふるさとひょうご』	史跡法華堂跡	令和4年 8月9日
14	公益財団法人ニッポンドットコム	ニュースサイト連載企画 記事「鎌倉殿の史跡を巡る」	史跡法華堂跡	令和4年 8月10日
15	株式会社かまくら春秋社	月刊『かまくら春秋』	史跡法華堂跡	令和4年 8月18日

16	株式会社ビーダッシュ	毎日放送テレビ番組「プレバト」	史跡法華堂跡	令和4年 9月7日
17	個人	陸奥新報「法華堂信仰と女人成仏」(上)	史跡法華堂跡	令和4年 10月4日
18	東日本旅客鉄道株式会社 鎌倉駅	Webサイト「駅からハイキング&ウォーキングイベントサイト」及び駅からハイキングスマートフォンアプリ	史跡永福寺跡	令和4年 10月31日
19	公益財団法人ニッポンドットコム	ニュースサイト連載企画記事「鎌倉殿の史跡を巡る」	史跡法華堂跡	令和4年 11月2日
20	有限会社アナパ・パシフィック	ガイドブック『地球の歩き方 J00 神奈川』(仮題)	史跡法華堂跡	令和4年 11月24日
21	MO-MENT	イベント参加者へ配布する散策マップ	史跡法華堂跡 史跡東勝寺跡	令和4年 12月8日
22	読売新聞社	読売新聞朝刊神奈川県版	史跡法華堂跡	令和5年 1月13日

(ウ) テレビ等撮影

No.	許可先	番組名	撮影場所	撮影日
1	株式会社ユーコム	テレビ朝日「林修の今でしょ!講座」	史跡法華堂跡 史跡永福寺跡	令和4年 4月9日 4月18日
2	株式会社NHKエンタープライズ	NHK「ダーウィンが来た!」 「鎌倉生きもの調査隊」	史跡鶴岡八幡宮境内	令和4年 4月12日 ~6月30日 (うち数日)
3	株式会社ドキュメンタリージャパン	NHK BS プレミアム BS4K 「英雄たちの選択 源頼朝暗殺未遂事件始末『曾我兄弟敵討ち』に秘められた暗闘(仮)」	史跡法華堂跡	令和4年 4月19日
4	株式会社NHKエンタープライズ ライツアーカイブセンター	NHK「BS プレミアムカフェ」	史跡法華堂跡	令和4年 4月24日

5	株式会社フリーピット	日本テレビ「スッキリ」	史跡法華堂跡	令和4年 5月3日
6	株式会社NHK エンタープライズ	NHK「鎌倉殿の13人」関連番組「鎌倉殿の13人紀行」第27回	史跡永福寺跡	令和4年 5月11日
7	株式会社ドキュメンタリージャパン	NHK BSプレミアム「英雄たちの選択 頼朝暗殺未遂事件!? 曾我兄弟敵討ち事件の深層」	史跡法華堂跡 (再使用)	—
8	株式会社E & W	TBS テレビ「世界ふしぎ発見!」	史跡鶴岡八幡宮境内	令和4年 5月12日
9	株式会社日テレアックスオン	日本テレビ「ぶらり途中下車の旅 江ノ電の旅」	史跡法華堂跡	令和4年 5月30日 ～6月6日 (うち1日)
10	NHK 制作局 第2ユニット・NHK エンタープライズ	NHK BSプレミアム 「新街道をゆく～三浦半島記」	史跡亀ヶ谷坂 史跡大仏切通	令和4年 6月9日 6月10日
11	株式会社I FACTORY	テレビ東京「ハーフタイムツアーズ」	史跡永福寺跡	令和4年 7月1日
12	クラブツーリズム・株式会社カルチャー旅行センター	テレビ東京「ハーフタイムツアーズ」	史跡法華堂跡	令和4年 7月1日
13	株式会社テレビ朝日	テレビ朝日「林修のレッスン!今でしょ」 JAL 機内放映	史跡法華堂跡 史跡永福寺跡 (再使用)	—
14	株式会社ジャパンプロデュース	フジテレビ CS「ぶらぶらサタデー タカトシ温水路線バスの旅」	史跡法華堂跡 (再使用)	—
15	ハグマシーン有限公司	CS 番組スカパー! 常楽我浄チャンネル「鎌倉の運慶」	史跡永福寺跡	令和4年 8月26日
16	有限会社サンタナ	北海道放送テレビ「おにぎりあたためますか」	史跡法華堂跡	令和4年 9月4日 9月5日

17	株式会社テイク・ファイブ	NHK「鎌倉殿の13人」関連番組「鎌倉殿の13人紀行」	史跡法華堂跡	令和4年 9月7日
18	株式会社ユーコム	テレビ朝日「ぶっちゃけ寺 presents 謎解き!伝説のミステリー」	史跡永福寺跡	令和4年 9月15日
19	株式会社オクタゴン	フジテレビ「世界の何だコレ!?ミステリー」	史跡法華堂跡	令和4年 9月21日 ～9月22日 (うち1日)
20	株式会社オクタゴン	フジテレビ「世界の何だコレ!?ミステリー」	史跡大仏切通	令和4年 9月28日
21	合同会社カラボックス	BS 11「偉人 素顔の履歴書」#50 畠山重忠編	史跡法華堂跡 (再使用)	—
22	株式会社テイク・ファイブ	NHK「鎌倉殿の13人」関連番組「鎌倉殿の13人紀行」第48回	史跡法華堂跡	令和4年 10月14日
23	株式会社テレビジョンフィールド	BS 松竹東急「号外!日本史スクープ砲」	史跡法華堂跡	令和4年 10月23日
24	個人	テレビ東京「よじごじdays」	史跡永福寺跡	令和4年 10月27日
25	株式会社ユーコム	テレビ朝日「林修の今知りたいでしょ!」	史跡法華堂跡 史跡和賀江嶋	令和4年 11月25日
26	個人	YouTube「みほとけちゃんねる」	史跡永福寺跡	令和4年 12月7日
27	株式会社 VN ファクトリー	WEB用の企業向け動画	史跡大仏切通	令和4年 12月14日
28	株式会社NHKエンタープライズ	NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」DVD・Blu-ray	史跡法華堂跡 史跡永福寺跡 史跡名越切通 (再使用)	—
29	株式会社電通	YouTubeチャンネル	史跡鶴岡八幡宮境内	令和5年 1月13日
30	株式会社エッジ	NHKBS「てくてく絶景 鎌倉・逗子・葉山編」	史跡朝夷奈切通	令和5年 1月18日
31	株式会社NHKエンタープライズ	NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」DVD・Blu-ray	史跡法華堂跡 (再使用)	—

(エ) 資料調査対応等

調査者	資料名	承諾日
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	史跡大町釈迦堂口遺跡 露頭観察・撮影等	令和4年6月29日

(7) 文化財めぐり

ア 事業の目的

市民等を対象に市内に存する文化財を紹介し、文化財愛護の機運を醸成するために実施する事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和元年度、令和2年度、令和3年度に引き続き令和4年度も事業実施を見合わせた。

(8) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るため、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、20団体が加盟している。

鎌倉市郷土芸能保存協会 団体名一覧

(50音順)

今泉はやし会	光明寺（声明）
大船鎌倉囃子保存会	腰越天王囃子保存会
鎌倉神楽（大町）	小袋谷囃子会
鎌倉神楽（御霊神社）	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽保存会	材木座囃子連中
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子山崎保存会	坂ノ下囃子連
鎌倉鳶職組合木遣保存会	台祭囃子保存会
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	面掛行列（御霊会）
建長寺鎌倉流御詠歌講	山之内囃子保存会

イ 第51回鎌倉郷土芸能大会開催実績

(ア) 祭ばやし大会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団感染の発生リスクが高い3密（密接・密集・密閉）を回避することが困難であったことから、実施を見送った。

(イ) 郷土芸能大会

令和4年11月20日(日)

於 鎌倉生涯学習センター(きらら鎌倉)ホール

来場者数:205人

【出演団体】腰越天王囃子保存会、坂ノ下さざなみ会、材木座天王唄保存会、材木座囃子連中、建長寺鎌倉流御詠歌講、台祭囃子保存会、小袋谷囃子会、山之内囃子保存会、鎌倉鳶職組合木遣保存会



(9) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介)

図書名	体 裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行/ A5判/総頁70ページ /頒価400円	◇石造 手水鉢(鶴岡八幡宮)◇石造 供養塔 (薬王寺)◇石造 板碑(光照寺)◇紙本著色 束帯天神像 附 紙本墨書 天神名号(荏柄 天神社)◇木造 栄西禅師坐像(寿福寺)◇ 木造 達磨大師坐像(寿福寺)◇木造 阿弥陀 如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺)◇平井家文 書(平井恒太郎)◇新撰菟玖波集(附箱極札二 葉)(鶴岡八幡宮)◇大光明蔵(瑞泉寺)◇太 平尼寺出土品 青磁蓋付鎚文壺 古瀬戸黄緑 釉尊形花器(別願寺)◇千葉ヶ谷横穴群(田崎 文康)◇フユザクラ(瑞泉寺)◇クロガネモチ (光明寺)◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行/ A5判/総頁72ページ /頒価420円	◇石造 板碑(海蔵寺)◇紙本墨画 十六羅漢 図(報国寺)◇紙本墨画 白衣観音図(寿福寺) ◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺)◇木造 阿弥陀如来立像(蓮乗院)◇木造 阿弥陀如来 坐像(覚園寺)◇木造 大覚禅師坐像(建長寺) ◇木造 仏燈国師坐像(竜峰院)◇木造 伝聖 観音菩薩坐像(竜峰院)◇木造 散蓮華蒔絵前 机(妙本寺)◇ 典籍 大覚禅師語録(附箱) (建長寺)◇典籍 仏燈国師語録(附箱)(建 長寺)◇ビャクシン(成福寺)◇イチョウ(妙 本寺)◇ビャクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行/ A5判/総頁76ページ /頒価450円	◇石造 板碑(元徳四年銘)(薬王寺)◇石造 宝塔(大慶寺)◇絹本墨書 地藏菩薩像(高德 院)◇絹本著色 奇文和尚像(松嶺院)◇木造 聖観音菩薩半跏像(禅居院)◇銅造 観音菩薩 立像(青蓮寺)◇木造 如意輪観音坐像(光明 寺)◇木造 住吉神倚像(鶴岡八幡宮)◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺)◇木

		造 古位牌(海蔵寺)◇石櫃(覚園寺)◇庚申塔(文政八年銘)(御霊神社)◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市)◇ヤマザクラ(市原虎の尾)(安国論寺)◇シロシダレ(鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行/ A5判/総頁80ページ /頒価500円	◇絹本淡彩墨画 曇芳和尚像 附 東海昌俊筆点眼法語(仏日庵)◇木造 釈迦如来坐像(常楽寺)◇木造 毘沙門天立像(円光寺)◇木造 地藏菩薩坐像(仏日庵)◇木造 文殊菩薩騎獅半跏像(円覚寺(正統院))◇木造 文殊菩薩坐像(極楽寺)◇木造 思円房叡尊(興正菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 良観房忍性(菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 五大明王像 附 胎内納入品(明王院)◇剣(仏日庵)◇紙本墨書 不聞契聞墨跡(仏日庵)◇サザンカ(安国論寺)
鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行/ A5判/総頁68ページ /頒価370円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装)(瑞泉寺)◇紙本著色朱衣達磨図(瑞泉寺)◇紙本墨画芦雁図二曲屏風(成福寺)◇木造韋駄天立像(浄智寺)◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺)◇木造伽藍神倚像(寿福寺)◇木造千手観音坐像(建長寺)◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大慶寺)◇木造荒神立像(浄妙寺)◇木造 聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(覚園寺)◇木造聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(建長寺)◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁額一幀)(黄梅院)◇鎌倉木遣唄(鎌倉蔦職組合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行/ A5判/総頁64ページ /頒価480円	◇絹本著色猿猴図(建長寺)◇絹本著色錦江和尚像(建長寺)◇絹本著色靈照女図(鎌倉市)◇絹本著色頬焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺)◇木造阿弥陀如来立像(九品寺)◇木造宝冠釈迦如来坐像(附 胎内銘札一枚)(白雲庵)◇木造仏乗禪師坐像(報国寺)◇木造聖観音菩薩坐像(明月院)◇木造 光明寺世代像(光明寺)◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)

鎌倉の文化財 第16集	平成3年10月刊行/ A5判/総頁66ページ /頒価520円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本着色日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画白衣観音像(松嶺院) ◇紙本着色洋乎和尚像(報国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(浄智寺) ◇木造観音三十三応現身立像(長谷寺) ◇木造樞翁妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰源院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造桃溪徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(浄智寺) ◇紙本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第17集	平成10年2月刊行/ A5判/総頁72ページ /頒価540円	◇絹本着色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本着色中峰和尚像(明月院) ◇紙本着色指月和尚像(明月院) ◇板絵著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野権現坐像(附木造隨身半跏像二軀・木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造釈迦如来及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光明寺) ◇浄光明寺文書(浄光明寺) ◇河内家文書(個人)
鎌倉の文化財 第18集	平成11年3月刊行/ A5判/総頁74ページ /頒価530円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造浄光明寺阿弥陀堂(附棟札)(浄光明寺) ◇木造浄光明寺山門(浄光明寺) ◇絹本着色夢窓和尚像(瑞泉寺) ◇紙本着色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀如来立像(浄妙寺) ◇紙本着色建長寺境内絵図(建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神楽(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓所(浄光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第19集	平成12年9月刊行/ A5判/総頁68ページ /頒価380円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月観音図(円覚寺) ◇木造歡喜天立像(巨福呂坂町内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇

		東慶寺縁切文書(東慶寺)◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市)◇荏柄天神社文書(荏柄天神社)◇相馬師常基やぐら(鎌倉市)◇ビャクシン(浄光明寺)◇ビャクシン(イブキ)(建長寺)
鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行/ A5判/総頁75ページ /頒価240円	◇木造光明寺総門(光明寺)◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書(荏柄天神社)◇絹本着色白衣観音像(建長寺)◇木造薬師如来及び両脇侍菩薩像(海蔵寺)◇木造聖徳太子立像(成福寺)◇木造虚空蔵菩薩坐像(成福寺)◇紙本着色鶴岡八幡宮境内絵図(鶴岡八幡宮)◇紙本着色光明寺境内絵図(光明寺)◇紙本墨画浄光明寺敷地絵図(浄光明寺)◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記(建長寺)◇木造報恩寺梁牌銘(瑞泉寺)◇慈恩院年貢枿(浄光明寺)
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行/ A5判/総頁62ページ /頒価600円	◇木造熊野神社本殿(熊野神社)◇絹本着色蓮池図(建長寺)◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(来迎寺)◇木造毘沙門天立像(常楽寺)◇木造釈迦如来坐像(浄妙寺)◇銅造梵鐘(円覚寺)◇銅造梵鐘(円覚寺)◇板締染型板(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行/ A5判/総頁78ページ /頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿(鶴岡八幡宮)◇絹本着色地藏菩薩図(鎌倉市)◇絹本着色羅漢図(報国寺)◇絹本着色釈迦三尊図(建長寺)◇木造宝冠釈迦如来坐像(妙本寺)◇木造釈迦如来坐像(東慶寺)◇木造夢窓国師坐像(黄梅院)◇銅造観音菩薩御正躰(八雲神社)◇銅造鑿子(円覚寺)◇紙本着色極楽寺境内絵図(極楽寺)

鎌倉の文化財 第23集	平成31年3月刊行/ A5判/総頁74ページ /頒価600円	◇絹本着色若宮八幡神図(鎌倉市)◇紙本着色 達磨図(建長寺)◇木造阿弥陀如来立像(英勝 寺)◇木造釈迦如来坐像(建長寺)◇木造地藏 菩薩坐像(建長寺)◇木造釈迦如来坐像(覚園 寺)◇銅造灌仏盤(円覚寺)◇木簡(天平五年 銘)(鎌倉市)◇木簡(鎌倉市)◇白磁四耳壺 (鎌倉市)
鎌倉の文化財 第24集	令和5年3月刊行/ A5判/総頁77ページ /頒価600円	◇石造宝塔(成就院)◇木造聖観音菩薩立像 (浄智寺)◇木造薬師如来立像(円覚寺)◇木 造観音菩薩坐像(松ヶ岡文庫)◇金銅四天王五 鈷鈴(鶴岡八幡宮)◇堆朱龍花文長盆(鎌倉市) ◇紙本着色寿福寺・同塔頭境内絵図及領地図 (寿福寺)◇笹目遺跡出土の埋納品(鎌倉市) ◇北条時房・顕時邸跡出土の墨壺(鎌倉市)◇ 国指定史跡永福寺跡出土の荘厳具(鎌倉市)

・『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷 坂ノ下村編	昭和50年10月刊行/ A5判、上製本／総頁341 ページ／頒価2,000円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念仏講中、坂ノ下の安齊松平氏、三橋三郎氏、長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音春氏、東京大学史料編纂所、富山県立図書館所蔵史料計247点を収録。
十二所編	昭和51年8月刊行/ A5判、上製本／総頁500 ページ／頒価2,500円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏の3氏所蔵、および山口家旧蔵の文書133点を収録。東慶寺領および明月院領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和52年10月刊行/ A5判、上製本／総頁598 ページ／頒価2,600円	昭和49年4月に鎌倉市指定文化財（文書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏所蔵文書のうち寛永期～天明期までの202点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和53年12月刊行/ A5判、上製本／総頁562 ページ／頒価2,800円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏所蔵文書のうち、寛政期～明治期までの文書等285点を収録。旧小袋谷村に関する貴重な史料として価値が高い。
浄明寺編 二階堂編 西御門編 （上・下2冊揃）	昭和56年3月刊行/ A5判、上製本／総頁800 ページ／頒価6,100円	林邦雄氏所蔵の史料84点、城田梅吉氏所蔵の史料34点、鈴木長八郎氏所蔵の史料13点を収録。
手広編（1） 内海家（上）	昭和58年3月刊行/ A5判、上製本／総頁244 ページ／頒価3,200円	内海賢弑氏所蔵の文書等40点を収録。慶安元年～文久元年までの史料を所収。
手広編（2） 内海家（中）	昭和59年3月刊行/ A5判、上製本／総頁519 ページ／頒価4,000円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正19年～明治31年までの史料を所収。

手広編(3) 内海家(下)	昭和62年3月刊行/ A5判、上製本/総頁338 ページ/頒価3,300円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の帳簿類を中心に68点の文書等を所収。
手広編(4) 和田家(上)	平成2年3月刊行/ A5判、上製本/総頁390 ページ/頒価3,800円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正19年～元治2年までの文書等103点を収録。文化・文政年間の証文・帳簿・文書類を中心とした史料群。
手広編(5) 和田家(中)	平成3年3月刊行/ A5判、上製本/総頁372 ページ/頒価4,000円	和田家(上)に続き、和田寿夫氏所蔵史料のうち、天明6年～明治20年までの文書等63点を収録。証文・帳簿類をはじめ、幕府や明治政府の達など多岐にわたる。
手広編(6) 和田家(下) 内海家補遺	平成5年12月刊行/ A5判、上製本/総頁359 ページ/頒価4,000円	和田寿夫氏所蔵史料の29点及び補遺として内海宏次氏所蔵史料のうち140点を収録。巻末に片桐一男氏の略解題を付す。
扇ガ谷編(1) 河内家(1)	平成10年3月刊行/ A5判、上製本/ 総頁313ページ/頒価 4,800円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永12年から天保11年までの文書等105点を収録。工匠河内家が作事、普請を手がけた英勝寺に関する文書等を多数掲載。
扇ガ谷編(2) 河内家(2)	平成14年3月刊行/ A5判、上製本/総頁326 ページ/頒価2,600円	河内家文書の続編。天保11年～嘉永7年までの文書等47点を収録。英勝寺に関する文書が中心であるが、光明寺山門に関する文書等も収録。

・『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定) 藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/ B5判/総頁246ページ/ 頒価1,000円	中央公民館(現:鎌倉生涯学習センター)建設に伴う発掘調査の報告。14世紀の方形竪穴建築址、15世紀の土壌墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/ B5判/総頁214ページ/ 頒価900円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報告。武家屋敷と推定される13~14世紀の遺構群を発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/ B5判/総頁182ページ/ 頒価1,000円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建される以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/ B5判/総頁84ページ/ 頒価500円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴う発掘調査の報告。縄文時代後期の竪穴住居跡5軒、埋甕3基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和60年8月刊行/ B5判/総頁38ページ/ 頒価300円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝からは「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くのにの井の四郎入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 (鎌倉市文化財資料 第7集)	昭和46年12月初版刊行/ A5判/総頁356ページ/ 頒価1,000円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り225名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた話の内容は多岐にわたり興味深い。

5 史跡の公有地化・整備維持管理

(1) 史跡の公有地化

令和4年度は史跡の公有地化を行わなかった。

(2) 史跡の整備

ア 史跡大町釈迦堂口遺跡

指定地内の隧道が崩落する危険があることから立入禁止としているが、史跡の保護と隧道の通行の再開に向け、平成28年度に崩落危険性調査、平成29年度に崩落対策工事基本設計、平成30年度に施工計画検討業務、令和元年度に崩落対策工事詳細設計を実施した。

令和2年度から崩落対策工事实施の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため先送りした。令和3年度から着工し、令和4年度も継続して実施した。

イ 史跡北条氏常盤亭跡

指定地内の急傾斜地が崩落する危険があることから史跡の保護と住民の安全を考え、令和4年度に対象急傾斜地の測量と地盤調査を行なった。今後、令和5年度に崩落対策工事基本設計、令和6年度に崩落対策工事詳細設計、令和7年度に崩落対策工事を実施する予定である。

ウ 防災・管理業務

倒木や斜面崩落に伴う災害を未然に防ぐため、史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）内の民有地に面する斜面にある高木、枯損木及び危険木を伐採した。

エ 維持管理

史跡指定地内市有地の草刈りや危険木の伐採、案内板の設置などを計12史跡、延べ42回実施した。

(3) 史跡の公開活用

ア 市主催説明会等

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、史跡でのイベント等は実施しなかった。

イ 史跡永福寺跡使用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電話柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電柱用地
二階堂親和会	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	防災倉庫及び掲示板の設置
NHK大阪拠点放送局 コンテンツセンター	令和4年4月4日	番組撮影
株式会社ユーコム	令和4年4月18日	番組撮影
公益財団法人 ニッポンドットコム	令和4年5月10日	ニュースサイト掲載 用写真の撮影
株式会社NHK エンタープライズ	令和4年5月11日	番組撮影
株式会社I FACTORY	令和4年7月1日	番組撮影
ハグマシーン有限公司	令和4年8月26日	番組撮影
株式会社ユーコム	令和4年9月15日	番組撮影
株式会社オクタゴン	令和4年9月22日	番組撮影
個人	令和4年10月27日	番組撮影
個人	令和4年12月7日	番組撮影

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電話柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワーグリッド株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	鎌倉市	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	防災無線用地
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電話柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワーグリッド株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電柱用地
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワーグリッド株式会社	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	電柱用地

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおりNPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で史跡の維持管理活動を行った。

令和4年5月6日	北条氏常盤亭跡①
令和4年5月19日	法華堂跡①
令和4年6月2日	大町釈迦堂口遺跡①
令和4年6月9日	東勝寺跡①
令和4年6月25日	北条氏常盤亭跡②
令和4年6月30日	大町釈迦堂口遺跡②
令和4年7月7日	北条氏常盤亭跡③
令和4年7月21日	大町釈迦堂口遺跡③
令和4年9月8日	東勝寺跡②
令和4年9月15日	大町釈迦堂口遺跡④
令和4年9月29日	北条氏常盤亭跡④
令和4年11月2日	北条氏常盤亭跡⑤
令和4年11月12日	北条氏常盤亭跡⑥
令和4年11月17日	大町釈迦堂口遺跡⑤
令和4年12月1日	法華堂跡②

6 鎌倉国宝館の管理運営

(1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉を訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っている。

本館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が損失したことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立された。

「国宝館」の名称は、本館設立当時施行されていた古社寺保存法や、この法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来する。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財は、良好な環境の下で安全に保管するとともに、彫刻などの常設展示や年数回の特別展示において、広く市民に公開している。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、これらを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっている。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として継続的に刊行するとともに、列品解説、「鎌倉国宝館・交流館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めている。

(2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館した。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となった。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実が図られ、8年には公開承認施設に認定された。

平成12年に校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録された。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、26年には本館展示場の空調設備の大規模修繕、28年には新館エレベーターの改修を行った。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置し、平成28年度から31年度にかけて、免震装置付展示ケースを導入するなど、収蔵資料の安全な保管に努めている。

昭和3年4月 町立鎌倉国宝館開館

昭和4年3月 国宝保存法制定

昭和 14 年 11 月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和 20 年 6 月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8 月	一時閉館
10 月	再開館
昭和 21 年 5 月	疎開していた資料復歸
昭和 23 年 10 月	創立 20 周年祝賀式典開催
昭和 25 年 5 月	文化財保護法制定
昭和 26 年 5 月	勸告・承認出品施設となる
12 月	博物館法制定
昭和 27 年 8 月	登録博物館となる
10 月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和 30 年 11 月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和 44 年 3 月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和 45 年 11 月	友の会発足
昭和 49 年 10 月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和 58 年 12 月	新館（収蔵庫）竣工
平成 3 年 3 月	本館（展示場）改修
平成 8 年 12 月	公開承認施設となる
平成 12 年 5 月	本館が登録有形文化財に登録される
平成 20 年 12 月	収蔵庫に免震装置を設置
平成 21 年 12 月	本館彫刻展示場に免震装置を設置
平成 26 年 3 月	本館空調設備改修
平成 29 年 3 月	新館エレベーター改修
平成 28～平成 31 年度	本館彫刻展示場に免震装置付展示ケースを設置
令和 3 年 3 月	本館彫刻展示場に架台付免震台を設置

(3) 施設の概要

ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m ²
建築面積	1,338.65 m ²
	本館 798.84 m ²
	新館 539.81 m ²
延床面積	2,270.54 m ²
	本館 1,189.84 m ²
	新館 1,080.69 m ²

構 造 鉄筋コンクリート造

本館	地上 2 階
新館	地上 2 階、地下 1 階

内 容	本館 1階 (収蔵庫・器具置場)	594.92 m ²
	2階 (展示場)	594.92 m ²
	新館 1階 (館長室、事務室等)	344.19 m ²
	2階 (収蔵庫)	378.00 m ²
	地階 (機械室、修理室、収蔵庫等)	358.50 m ²

イ 開館時間・休館日

午前9時～午後4時30分 (入館は4時まで)

月曜日(休日の場合は次の平日)

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末等

ウ 観覧料

平常展示

一般 400円 (300円) 小・中学生 150円 (100円)

特別展 (秋季特別展以外)

一般 500円 (400円) 小・中学生 250円 (150円)

特別展 (秋季特別展)

一般 700円 (600円) 小・中学生 300円 (200円)

※ () 内は20名以上団体料金

※鎌倉市に通学している小学生～大学院生及び市内在住者は無料

(4) 鎌倉国宝館協議会

委員定数6名 任期2年

○令和3年11月15日～令和5年11月14日 (敬称略)

会 長 薄井和男 (前神奈川県立歴史博物館館長)

副会長 錦昭江 (鎌倉女学院中・高等学校校長)

大三輪龍哉 (宗教法人浄光明寺代表役員)

瀬谷愛 (東京国立博物館 学芸研究部列品管理課登録室長
貸与特別観覧室長)

牧野久実 (鎌倉女子大学教授)

吉田茂穂 (宗教法人鶴岡八幡宮宮司)

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

北条氏展 vol.2 鎌倉武士の時代—武士の時代への憧憬—

(令和4年4月9日～6月12日) 52日間

北条氏展 vol.3-1 北条義時とその時代—義時と頼朝・頼家—

(令和4年7月2日～8月21日) 44日間

北条氏展 vol.3-2 北条義時とその時代—義時と実朝・頼経—

(令和4年9月3日～10月23日) 44日間

北条氏展 vol.4 北条義時の子どもたち—鎌倉時代を築いた一門—

(令和4年11月8日～12月21日) 38日間

ひな人形—春を寿ぐちいさな美— (令和5年2月1日～3月12日) 35日間

肉筆浮世絵の美—氏家浮世絵コレクション— (令和5年3月18日～3月31日) 12日間

イ 主な調査研究

- ・ 県指定文化財 神像(高来神社蔵)等 調査・撮影 令和4年5月
- ・ 重要文化財 退耕行勇坐像(浄妙寺蔵)等 調査・撮影 令和4年5月
- ・ 県指定文化財 阿弥陀如来坐像(静岡・願成就院蔵)等 調査・撮影 令和4年9月
- ・ 藤原頼経坐像(明王院蔵)等 調査・撮影 令和4年9月
- ・ 県指定文化財 大威徳明王像(神武寺蔵)等 調査・撮影 令和4年10月

ウ 主な収蔵品貸出

- ・ 重要文化財 上杉重房坐像(明月院) 米沢市上杉博物館 令和4年4月
- ・ 国宝 当麻曼荼羅縁起絵巻(光明寺) 奈良国立博物館 令和4年7月
- ・ 鎌倉市指定文化財 富士山図(鎌倉国宝館) 山口県立美術館 令和4年9月
- ・ 源範頼像(鎌倉国宝館) 埼玉県立嵐山史跡の博物館 令和4年10月
- ・ 重要文化財 菩薩面(鶴岡八幡宮) 他 神奈川県立歴史博物館 令和4年10月

エ 出版

- ・ 特別展図録『北条氏展』刊行
- ・ 『鎌倉市教育委員会文化財調査研究紀要』第5号 刊行
- ・ 『仏画のキホン』 刊行

オ 普及活動

令和4年8月6日(土)開催 於・鎌倉生涯学習センター
シンポジウム「鎌倉殿と仏教・仏像—義時時代を中心に—」
講師：平雅行氏(大阪大学名誉教授)・山本勉(鎌倉国宝館館長)
参加者：115名

(講座)

○出張講座

- ・ 令和4年11月25日(金)開催 於・鎌倉女子大学中等部2年生
講師：中川満帆(鎌倉国宝館会計年度学芸員)
受講者数：44名

※12月13日（火）に、生徒39名と引率教員3名が来館し、
掛軸の取扱い等体験学習を実施。

- ・令和5年2月2日（木）開催 於・鎌倉市立西鎌倉小学校4年生
講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）
「文化財を守るまち鎌倉と鎌倉国宝館」
受講者数：120名

（博物館実習）

8月17日（水）～8月23日（火）※実質4日間
大学生5名

（インターンシップ）

- ・7月27日（水）～7月28日（日）
鎌倉女学院高等学校1年生 4名
- ・8月3日（水）～8月4日（木）
県立大船高等学校 1名
県立深沢高等学校 1名

○列品解説

- ・毎週水曜日午前10時30分 実施回数37回

○特別解説

- ・随時 実施回数59回（学校教育6回含む）

○「鎌倉の名宝」（広報かまくらに掲載）

- ・令和4年11月1日号 No.111・足利直義御教書（鎌倉国宝館）

○鎌倉国宝館・交流館友の会における講演

- ・令和4年4月20日（水）
講師：今井雅晴（筑波大学名誉教授）
「北条義時と薬師如来の信仰—源実朝暗殺の巻き添えを逃れたか—」
- ・令和4年5月18日（水）
講師：大江昭子（鎌倉国宝館会計年度学芸補助職員）
「浮世絵で見る大河ドラマ—錦絵鑑賞の基礎から応用まで—」

- ・ 令和4年6月15日（水）
講師：青木豊（鎌倉歴史文化交流館館長）
「日本の基層文化に見る展示—ストーンサークルから博物館展示まで—」
- ・ 令和4年7月20日（水）
講師：浪川幹夫（鎌倉国宝館学芸員）
「修復中の光明寺見学」
- ・ 令和4年9月21日（水）
講師：鈴木楓実（鎌倉歴史文化交流館会計年度学芸員）
「鎌倉前期の朝幕府関係と承久の乱」
- ・ 令和4年10月12日（水）
講師：今井雅晴（筑波大学名誉教授）
「北条義時と鎌倉殿後家政子、政所別当大江広元—北条氏覇権への道—」
- ・ 令和4年11月17日（木）
講師：中川満帆（鎌倉国宝館会計年度学芸員）
「鎌倉殿と祈りのすがた—絵画作品を中心に—」
- ・ 令和4年11月22日（火）
講師：宗藤健（長谷寺観音ミュージアム学芸員）
「長谷寺観音ミュージアム見学・極楽寺転法輪殿見学」

(6) 主な出版物

- 鎌倉国宝館収蔵名品目録
- 鎌倉国宝館収蔵名品目録（英訳版）
- 鎌倉国宝館直伝！仏像のキホン（日本語・英語・仏語・中国語〔繁・簡〕・韓国語版）
- 鎌倉国宝館直伝！仏画のキホン
- 北条時頼とその時代
- 鎌倉ゆかりの天神さま—荏柄天神社宝物と常盤山文庫コレクション—
- 鎌倉 meets 東大寺～武家の古都と南都をつなぐ悠久の絆～
- 中世鎌倉寺社絵図の世界
- 鎌倉公方足利基氏—新たなる東国の王とゆかりの寺社—
- 鎌倉国宝館 1937-1945 —戦時下の博物館と守り抜かれた名宝—
- 源実朝とその時代
- 名宝巡礼—古都鎌倉の祈りのかたち
- 国宝 鶴岡八幡宮古神宝
- 生誕150年記念 間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館—その知られざる物語—
- 北条氏展
- 鎌倉国宝館図録
- ※1-3 鎌倉の彫刻1-3
- ※4 鎌倉の肖像画

- 5 鎌倉の絵巻
- ※6 鎌倉の仏画
- ※7 鎌倉の漆器
- ※8 鎌倉の肖像彫刻
- ※9 鎌倉の水墨画
- ※10 鎌倉の石塔
- ※11 鎌倉の古鐘
- ※12 鎌倉の仏像
- ※13 鎌倉の史跡
- ※14 鎌倉の中世建築
- ※15 鎌倉の古絵図Ⅰ
- 16 鎌倉の古絵図Ⅱ
- 17 鎌倉の古絵図Ⅲ
- ※18 鎌倉の中世出土遺品
- 19 鎌倉彫
- ※20 鎌倉の墨蹟
- 21 鎌倉の五輪塔
- 22 鎌倉の宝篋印塔
- 23 鎌倉の石仏・宝塔
- ※24 鎌倉の板碑
- 25 鎌倉の漆器Ⅱ
- 26 鎌倉の絵巻Ⅱ
- ※27 鎌倉の在名彫刻Ⅰ
- 28 鎌倉の在名彫刻Ⅱ
- 29 鎌倉の在名彫刻Ⅲ
- 30 鎌倉の近世障壁画
- 31 鎌倉の水墨画（祥啓と玉隠）
- 32 鎌倉の頂相画
- 33 鎌倉の金工
- 34 鎌倉の書Ⅰ 僧侶
- 35 鎌倉の書Ⅱ 武人
- 36 鎌倉の肖像彫刻Ⅰ 頂相
- 37 鎌倉の肖像彫刻Ⅱ 武人・高僧
- 38 特輯 鎌倉の国宝
- 鎌倉国宝館論集
- ※1 鎌倉の彫刻
- ※2 鎌倉の古道
- ※3 江の島と錦絵
- ※4 鎌倉の廃寺（禅宗の部）
- ※5 鎌倉の廃寺（永福寺など）

- ※6 鎌倉の廃寺（諸宗の部）
- ※7 鎌倉の新鐘（江戸時代）
- ※8 鎌倉の教学
- ※9 鎌倉の板碑
- ※10 鎌倉東慶寺の縁切寺法
- ※11 鎌倉地方造像関係資料第一集
- ※12 鎌倉地方造像関係資料第二集
- ※13 鎌倉地方造像関係資料第三集
- ※14 鎌倉地方造像関係資料第四集
- ※15 鎌倉地方造像関係資料第五集
- ※16 鎌倉地方造像関係資料第六集
- 17 鎌倉地方造像関係資料第七集
- 18 鎌倉地方造像関係資料第八集

○鎌倉志料

- 1 鎌倉五山記ほか
- 2 鎌倉五大堂事蹟備考ほか
- 3 鹿山衆評帳ほか
- 4 建長寺常住日記（Ⅰ）
- 5 建長寺常住日記（Ⅱ）
- 6 建長寺常住日記（Ⅲ）
- 7 建長寺常住日記（Ⅳ）
- 8 建長寺常住日記（Ⅴ）
- 9 建長寺常住日記（Ⅵ）
- 10 建長寺常住日記（Ⅶ）
- 11 建長寺常住日記（Ⅷ）

〔※は絶版〕

(7) 資料関係

○ 収蔵品一覧

1,045 件 5,302 点

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	5 件 43 点	74 件 870 点	1 件 1 点	20 件 79 点	80 件 1,392 点	563 件 1,319 点	743 件 3,704 点
館蔵品	/	1 件 2 点	1 件 1 点	3 件 16 点	11 件 232 点	292 件 2,226 点	308 件 2,477 点
計	5 件 43 点	75 件 872 点	2 件 2 点	23 件 95 点	91 件 1,624 点	855 件 3,545 点	1,051 件 6,181 点

※重文＝重要文化財、重美＝重要美術品、県文＝県指定文化財、市文＝市指定文化財

※収蔵品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点（寄託品1件1点、館蔵品1件1点）あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館蔵品・収蔵品の総計は重複を除外した数とする。

※令和4年度収蔵品：3件（6点）

- ・源頼朝坐像ほか 個人蔵 3 軀
- ・迦陵頻伽像 個人蔵 2 軀
- ・観普賢経 円覚寺蔵 1 冊

○ 写真原版総数

92,924 枚

(単位：cm)

種別	3.5	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869	/	5,796	25,949	5,487	505	3,406	/	/	84,012
カラー	133	40	4	3,294	217	/	5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

(8) 入館者動向

○月別入館者数

月	開館 日数	入場者 総数	1日 平均	団体		個人										無料	観覧料計
						一般					小・中						
				一般	小中	一般	環境	割引	県利 用券	市助 成券	小中	環境	割引	県利 用券	市助 成券		
4月	19	6,241	328	4	19	1,310	8	0	16	0	163	0	0	0	0	4,721	983,700
5月	22	10,214	464	10	179	2,273	14	0	1	3	271	3	0	0	0	7,460	1,725,650
6月	11	4,693	427	36	10	957	1	0	3	4	299	0	0	0	0	3,383	786,650
7月	26	7,203	277	0	0	1,847	8	1	3	5	202	35	0	0	2	5,100	1,371,700
8月	18	7,744	430	117	0	1,817	6	1	3	2	161	0	0	1	0	5,636	1,397,150
9月	24	9,767	407	57	0	2,208	6	2	1	5	216	0	0	0	0	7,272	1,652,200
10月	20	10,393	520	101	0	2,371	6	0	1	7	261	5	0	0	0	7,641	1,806,950
11月	20	11,851	593	122	0	2,572	7	3	8	2	337	5	0	2	0	8,793	1,986,850
12月	18	12,330	685	50	19	2,506	7	0	9	6	222	0	0	0	0	9,511	1,865,150
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	24	5,946	248	127	0	3,167	13	1	25	10	412	6	0	1	2	2,182	1,750,250
3月	23	8,588	373	0	0	4,596	17	0	13	23	406	4	0	0	1	3,528	2,411,650
計	日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	225	94,970	422.1	624	227	25,624	93	8	83	67	2,950	58	0	4	5	65,227	17,737,900

※「環境」：環境手形持参者割引

※「県利用券」：県職員割引

※「市助成券」：市町村職員割引

○特別展入館者数

特別展名称	開催期間	開催日数	総入館者	一日平均
特別展 北条氏展 vol.2	令和4年4月9日～6月12日	52日間	21,148人	406.7人
特別展 北条氏展 vol.3-1	令和4年7月2日～8月21日	44日間	14,947人	339.7人
特別展 北条氏展 vol.3-2	令和4年9月3日～10月23日	44日間	20,160人	458.2人
特別展 北条氏展 vol.4	令和4年11月8日～12月21日	38日間	24,181人	636.3人
特別展 ひな人形	令和5年2月1日～3月12日	35日間	9,792人	279.8人
特別展 肉筆浮世絵の美	令和5年3月18日～3月31日	12日間	4,742人	395.2人
計		225日間	94,970人	422.1人

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

(1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所(フォスター+パートナーズ)が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクションマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

(2) 施設の概要

ア 設備等

本館建物延べ面積:1,137.77 m²

別館建物延べ床面積:267.56 m²

イ 開館時間・休館日

開館時間 10:00～16:00(入館は 15:30 まで)

休館日 日曜・祝日、年末年始、展示替え期間など

ウ 観覧料

観覧料 一般 400 円[300 円]、小・中学生 150 円[100 円]

※[]内は 20 名以上団体料金

(3) 事業実施状況

ア ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

平成 29 年 7 月 22 日(土)以降、毎週土曜日 11:00 から

令和 4 年 4 月から 毎週木曜日 10:30 からに変更

イ 展覧会

・企画展「北条氏展 vol.2 鎌倉武士の時代 -幕府草創を支えた宿老たち-」

令和 4 年(2022 年)4 月 9 日(土)～6 月 11 日(土)入館者 7,652 人

・企画展「北条氏展 vol.3 北条義時とその時代 -武家政権確立への道-」

令和 4 年(2022 年)7 月 2 日(土)～10 月 8 日(土)入館者 9,497 人

・企画展「北条氏展 vol.4 北条義時の子どもたち -中世都市鎌倉の黎明-」

前期 令和 4 年(2022 年)10 月 24 日(月)～12 月 28 日(水)入館者 10,056 人

後期 令和 5 年(2023 年)1 月 11 日(水)～3 月 11 日(土)入館者 5,554 人

・企画展「中世の祈りのかたち」

令和 5 年(2023 年)3 月 25 日(土)～7 月 1 日(土)入館者 4,949 人

ウ 講座・ワークショップ

- ・鎌倉歴史文化交流館×鎌倉国宝館×大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会
シンポジウム「北条義時とその時代－鎌倉武士の時代－」 参加者 120 名
令和4年(2022年)6月11日(土)13:30～16:40
- ・西御門ふれあい広場講座「鎌倉道と鎌倉」
令和4年(2022年)7月25日(月)13:30～15:00 ※講師派遣
- ・鎌倉歴史文化交流館×鎌倉国宝館×大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会
シンポジウム「鎌倉殿と仏教・仏像－義時時代を中心に－」 参加者 115 名
令和4年(2022年)8月6日(土曜日)13:30～16:45
- ・鎌倉市遺跡調査・研究発表会「遺跡からみる鎌倉殿の痕跡」
講演「義時と政子～鎌倉幕府の礎を築いた北条氏姉弟」
令和4年(2022年)8月21日(日) 10:00～16:00 ※講師派遣
- ・トークショー 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」スペシャルトークイン鎌倉
令和4年(2022年)11月13日(土)15:00～16:30 参加者 1,261 名 ※出演
- ・キッズプログラム「さわって、作って、遊んでみよう！鎌倉時代のすごろく(双六)」
令和5年(2023年)2月25日(土)13:00～15:00 5組 10名
- ・ハンズオンイベント「鎌倉時代のホンモノ さわってみたい？」
令和5年(2023年)2月25日(土)14:00～15:00 今後第1土曜日に実施
- ・キッズプログラム「拓本を採る～出土古銭の世界～」
令和5年(2023年)3月25日(土)13:30～15:30 1組2名

エ 自由参加型イベント(交流室使用、来館者自由参加)

- ・「七夕のあらし－乞巧奠(きっこうでん)－」令和4年(2022年)7月2日(土)～7月7日(木)
- ・「ひなに託す災いごと-ひな人形を描いてみよう-」令和5年(2023年)2月16日(木)～3月7日(火)

オ 市内文化施設連携イベント

- ・「鎌倉ミュージアムめぐり」スタンプラリー
令和4年(2022)10月1日(土)～令和5年(2023)3月31日(金)

カ 学校対応関係

- ・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館+鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」配布
- ・出張授業 無し
- ・横浜市立桂台小学校6年生74名(7月5日)葉山小学校6年生119名(7月8日)、富士塚小学校6年生37名(7月19日)、深沢小学校(9月30日)、稲村ガ崎小学校43名(10月28日)、関谷小学校(69名)、葉山小学校84名(11月11日)、大船小学校89名(12月13日)他

キ 「VR永福寺」の常設公開

設置場所:鎌倉歴史文化交流館 別館 交流室

公開時期:平成30年9月15日(土)から

制作者:湘南工科大学・長澤可也教授研究室

※「VR永福寺」=ヘッドマウントディスプレイを利用し、幻の大伽藍を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

ク 鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館 公式Youtubeチャンネル「かまくらミュージズちゃんねる」による動画の配信

※展示内容をはじめ、鎌倉の歴史・文化の魅力を幅広い年齢層の方々に伝え、理解を深めていただくことを目的とした動画コンテンツ

(4) 入館者動向

○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
令和4年4月	18	2,368人	132人
令和4年5月	23	3,476人	151人
令和4年6月	10	1,808人	181人
令和4年7月	24	2,217人	92人
令和4年8月	26	2,964人	114人
令和4年9月	24	3,014人	126人
令和4年10月	14	2,455人	175人
令和4年11月	25	4,179人	167人
令和4年12月	24	4,724人	197人
令和5年1月	18	1,623人	90人
令和5年2月	22	2,341人	106人
令和5年3月	16	2,686人	168人
合計	244	33,855人	139人

○曜日別来館者数

(単位:人)

月/曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
令和4年4月	0	234	285	328	329	180	1,012	2,368
5月	0	730	536	448	431	431	900	3,476
6月	0	73	147	276	337	358	617	1,808
7月	0	201	333	250	342	413	678	2,217
8月	0	525	480	448	266	547	698	2,964
9月	0	288	458	455	572	478	763	3,014
10月	0	459	266	234	284	297	915	2,455
11月	0	526	624	700	527	811	991	4,179
12月	0	557	588	704	709	919	1,247	4,724
1月	0	156	243	173	318	286	447	1,623
2月	0	227	308	360	325	378	743	2,341
3月	0	194	270	432	478	401	911	2,686
合計人数	0	4,170	4,538	4,808	4,918	5,499	9,922	33,855
曜日ごとの割合	0.0%	12.32%	13.40%	14.20%	14.53%	16.24%	29.31%	100.00%

8 資料編

(1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧

令和5年2月27日現在

種別	有形文化財									無形文化財	民俗文化財(資料)		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国宝	1	4	1	6	3										15	
国指定	22	29	38	20	24		27	4	2				31	3	200	
県指定	8	9	23	15	2			2			2	1	2		64	
市指定	33	53	86	29	19	5	17	17	5	2	23		9		31	
合計	64	95	148	70	48	5	44	23	7	2	25	1	42	3	608	

※国登録有形文化財(建造物) 44件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成17年3月2日条例第13号

改正

令和元年12月25日条例第25号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例(昭和35年3月条例第7号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市文化財専門委員会(第4条—第10条)
- 第3章 市指定有形文化財(第11条—第27条)
- 第4章 市指定無形文化財(第28条—第33条)
- 第5章 市指定民俗文化財(第34条—第40条)
- 第6章 市指定史跡名勝天然記念物(第41条—第46条)
- 第7章 市選定保存技術(第47条—第51条)
- 第8章 補則(第52条)
- 第9章 罰則(第53条—第56条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(市民、所有者等の責務)

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。))がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市文化財専門委員会

(設置)

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会(以下「専門委員会」という。))を置く。

(所掌事務)

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。

(構成等)

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会が必要に応じて招集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第13条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第14条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。

(滅失、毀損等)

第15条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第16条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第17条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第18条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。

5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定によ

る届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。
(市指定無形文化財の指定等の解除)

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

- 2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。
- 5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
- 6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
(保持者の氏名変更等)

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教

育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(市指定無形文化財の保存)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形文化財の公開)

第32条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定民俗文化財

(市指定民俗文化財の指定)

第34条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定に

ついて準用する。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(市指定民俗文化財の指定の解除)

第35条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第11条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第11条第3項及び前条第4項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第12条第4項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第12条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第4項の規定は、第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第36条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第37条 第13条から第20条まで及び第22条から第27条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第39条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念

物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

- 3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

- 3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は

管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

- 3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。
- 4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第49条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人(保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者)について、同様とする。

(保存)

第50条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 補則

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

第9章 罰則

第53条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第55条 第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(市指定有形民俗文化財等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関しなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(令和元年12月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第15条、第19条、第21条、第23条第7項、第36条第2項及び第45条第1項の改正規定、第53条の改正規定(「き棄」を「毀棄」に改める部分に限る。)、第54条の改正規定(「き損」を「毀損」に改める部分に限る。)並びに第55条の改正規定(「現状の変更」を「現状変更」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号

改正

昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号

昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号

昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号

昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号

昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号

昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号

昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号

昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号

昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号

昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号

昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号

平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号

平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号

平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号

令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。
- (2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。
- (7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

（観覧料）

第5条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。ただし、市内に住所を有する者については、この限りでない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

（観覧料の減免）

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

（既納の観覧料）

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（博物館資料の特別利用）

第8条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないとき。

（利用料）

第8条の2 前条第1項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料1点につき2,000円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1点につき5,000円）とする。

（利用料の減免等）

第8条の3 第6条及び第7条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

（観覧の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に対し退館を命ずることができる。

- (1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号）

この条例は、昭和 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 29 年 8 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉国宝館条例第5条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第5条)

区分	個人	団体(20人以上)
一般	1人につき 400円	1人につき 300円
小学生及び中学生	同 150円	同 100円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

改正

令和3年12月23日条例第17号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館(以下「交流館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料(以下「歴史文化資料」という。)の保管、展示及び利用
- (2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施
- (3) 交流の場の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日を定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変

更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「観覧料等」という。)を市長に支払わなければならない。ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行)

付 則(令和3年12月23日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

7 第6条の規定による改正後の鎌倉歴史文化交流館条例第9条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第9条)

区分			金額	
観覧	個人	一般	1人につき	400円
		小学生及び中学生	同	150円
	団体(20人以上)	一般	同	300円
		小学生及び中学生	同	100円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡(以下「永福寺跡」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けな

なければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
 - (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
 - (3) 花火等火気を使用すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること(次条第1項の許可を受けた場合を除く。)
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占用)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占用する者(以下「使用者等」という。)は、次の各号に掲げる使用又は占用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占有する場合 鎌倉市道路占用条例(昭和57年1月条例第12号)別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。
- (2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占有した者
- 2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

令和3年12月21日条例第13号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議するため、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教

育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の廃止)

3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例(平成31年1月条例第27号)は、廃止する。

～文化財保護法（抜粋）～

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という)についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

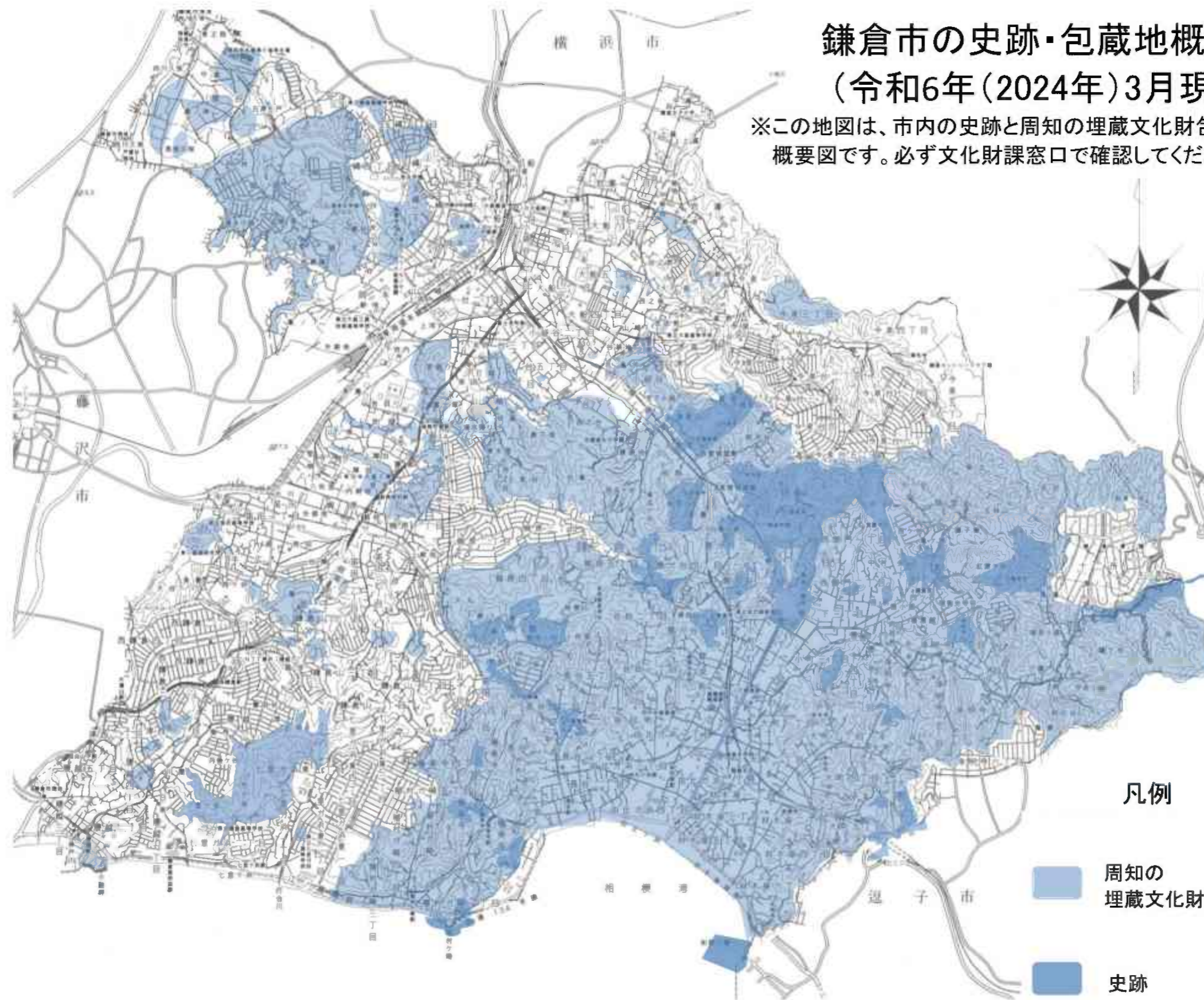
2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚か、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。



鎌倉市の史跡・包蔵地概要図

(令和6年(2024年)3月現在)

※この地図は、市内の史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地の概要図です。必ず文化財課窓口で確認してください。

凡例

- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- 史跡

鎌倉市文化財年報 令和4年(2022年)度

令和6年(2024年)3月発行

鎌倉市教育委員会 教育文化財部

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号